
令和3年 第2回 築上町議会定例会会議録 (第3日)

令和3年6月9日(水曜日)

議事日程 (第3号)

令和3年6月9日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (14名)

1番 吉原 秀樹君	2番 江本 守君
3番 池永 巖君	4番 鞆野 希昭君
5番 工藤 久司君	6番 北代 恵君
7番 宗 晶子君	8番 丸山 年弘君
9番 信田 博見君	10番 田原 宗憲君
11番 塩田 文男君	12番 武道 修司君
13番 池亀 豊君	14番 田村 兼光君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君	課長補佐 横内 秀樹君
総務係長 城山 琴美君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	新川 久三君	教育長 ……………	久保ひろみ君
会計管理者兼会計課長 ……………			石井 紫君
総務課長 ……………	元島 信一君	企画財政課長 ……………	椎野 満博君

まちづくり振興課長 …	桑野 智君	人権課長 ……………	樽本 知也君
税務課長 ……………	今富 義昭君	子育て・健康支援課長 …	吉川 千保君
保険福祉課長 ……………	種子 祐彦君	産業課長 ……………	鍛冶 孝広君
建設課長 ……………	神崎 秀一君	都市政策課長 ……………	首藤 裕幸君
上下水道課長 ……………	福田 記久君	住民生活課長 ……………	武道 博君
学校教育課長 ……………	野正 修司君	生涯学習課長 ……………	古市 照雄君
監査事務局長 ……………	田村 貴志君		

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
江本 守	<p>1. 感染症対策について</p> <hr/> <p>2. 健康増進のためのトレーニング設備について</p> <hr/> <p>3. 孤独死について</p> <hr/> <p>4. 保健センターチャアフルつきについて</p>	<p>①ハンドドライヤーの利用再開と町の施設への設置について</p> <p>②町内施設で使用する消毒液としてドーバパストリーゼを取り入れられないか</p> <hr/> <p>①町の施設に筋力トレーニングのできるマシンを設置できないか</p> <hr/> <p>①近年における町内の孤独死の実態は</p> <p>②孤独死を見過ごさない環境づくりの現状は積極的な見守りが必要と考えるが町の考えは</p> <hr/> <p>①現在の状況は</p> <p>②目的外使用は可能か 可能な場合、補助金等の返還が発生するのか</p>
北代 恵	<p>1. ワクチン集団接種について</p> <hr/> <p>2. 災害対策について</p> <hr/> <p>3. 新型コロナウイルス感染拡大の影響による生理の貧困について</p>	<p>①本町において現在のワクチン接種率と、1日の最大接種可能数は</p> <p>②65歳以上の高齢者へのワクチン接種はいつ頃完了する予定か 希望通りのワクチンは入手できているか</p> <p>③65歳未満の一般の方々への接種について</p> <p>④ワクチンが余ってしまった場合の対応は優先リストはあるか</p> <hr/> <p>①「災害対策基本法」が一部改正されたことにより、住民の避難行動はどのように変わるか説明を</p> <p>②昨年の豪雨時に住民より寄せられた危険箇所についての対応状況は</p> <hr/> <p>①小・中学校において生理用品に関するサポートはあるか</p> <p>②生理用品を入手困難な方への支援はできないか</p>

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
塩田 文男	1. 築上町の今後の発展に向けて	① 椎田駅前周辺整備後の考えは ② 旧椎田保育園、旧葛城保育園、越路団地跡、六反田住宅跡、アグリパーク入り口の企業周辺等々の町有地の今後の利用計画について町の考えは ③ 昨年9月に防災備蓄倉庫の質問をしたが、必要性を再度問う ④ 新庁舎完成後の状況を見て「敷地内にスーパー誘致を考えたい」との事から、今の考えは ⑤ 小中学校の明確な方向性について再度問う ⑥ コミュニティバスのシャトル計画は
宗 晶子	1. 令和2年度2件発生の職員の停職及び減給処分について	① 原因究明と再発防止は ② 原材料支給制度の事業進捗は、庁内で共有されているのか
	2. 築城支所の利活用は	① 庁舎内検討委員会審議結果、及び、今後の方針は ② 高齢者健康維持のグランドゴルフなど、支所敷地内を利活用する町民の要望にどう応えるか ③ 運動器具設置を求める町民の声があるが、どう応えるか
	3. 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案（令和3年3月26日国会提出）について	① 同法案が可決されれば、航空自衛隊築城基地及びナイキ基地（通称）の半径1kmに居住する町民生活はどう規制されるか ② 法案に対しての町長の考えは
	4. 新型コロナウイルス感染症対策について	① 今後の交付金使途は ② ワクチン接種の進捗状況及び町外在住者（単身赴任等）の対応は

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
池亀 豊	1. 新型コロナウイルス感染症について	①地方創生臨時交付金の特別枠（事業者支援分）について ②一時支援金、月次支援金について ③第4波について ④五輪事前合宿について ⑤ワクチン接種について ⑥災害時の避難所について ⑦緊急事態宣言再延長について
	2. 築城基地について	①土地利用規制法案について ②庁舎以外の工事は令和2年から令和3年度となっているが進捗状況は ③新田原基地へF35B配備計画が明らかになったが築城基地の配備は ④F2接触と部品落下について

午前10時00分開議

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（武道 修司君） 日程第1、一般質問です。

一般質問は7人の届出があり、本日の質問者は5人といたします。

ここで、議長からお願いがあります。一般質問は、通告制を取っていますので、通告に従って質問するようお願いをいたします。執行機関は、責任の持てる的確な答弁をお願いをいたします。発言される方は挙手をし、議長と呼んでください。議員の方は、答弁する方、回答者を指名をしてください。

なお、答弁を行う者は、所属と氏名を告げて発言をしてください。質問する方は、前の質問者席から行ってください。

議場内のモニターに残り時間が表示されます。残り時間が5分になりましたら、ブザーでお知らせをいたします。また、残り時間が1分になりますと、場内表示が秒数表示に変わります。よろしくをお願いをいたします。

これより順番に発言を許します。

1番目に、**2番、江本守議員。**

○議員（2番 江本 守君） 質問に入る前に、マスク外していいですか。息苦しいのと喉が渴いていくんで、パーティションがあるけいいんじゃないかなと思って、ちょっとお許し頂けないですかね。

○議長（武道 修司君） はい、いいです。

○議員（2番 江本 守君） それでは、最初に感染症対策について、ハンドドライヤーの利用再開と町の施設の設置の状況についてお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 担当課長から一応答弁させます。

○議長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。

トイレに設置しますハンドドライヤーにつきましては、昨年の令和2年5月、コロナウイルスの感染症の第1波が発生した際に、厚生労働省がウイルスを拡散するおそれがあるとして、使用の取りやめを通達をしております。その通達に基づきまして、本町及び支所をはじめとする町の

施設内のトイレのハンドドライヤーを使用を取りやめたところでございます。

しかしながら、令和3年度に入りまして、様々な研究機関においてハンドドライヤーのコロナウイルスの拡散についての研究がなされ、経団連からハンドドライヤーでコロナウイルスが拡散する可能性は低いとの見解が出され、経団連のガイドラインにおきましては、ハンドドライヤーの使用を容認することとなりました。この情報によりまして、本庁及び支所のハンドドライヤーの再開を現在検討をしているところでございます。

しかしながら、厚生労働省からの通達はまだ変更が来ておりませんので、再開については、町内のほかの施設も含め、現在慎重に検討をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（2番 江本 守君） そこまで分かっているなら、そうですか、国の指針で、確かに感染拡大にハンドドライヤーはつながるだろうということで使用停止ということになっておりましたけども、特に製造メーカーが責任持って実証実験した結果、ハンドドライヤーは感染予防に有効という結果に基づき、WHO（世界保健機関）はこれを推奨するという判断をしております。

確かに順序からいって、厚労省からの様子を見ているということですが、直ちにこれ再開して問題はないんじゃないかというふうに私的には思います。それと、むしろ一日も早く再開すべきだと思います。

もう一点、情報提供という形で、ドクターエアータオルというものがあります。これ、十数年前に大腸菌、いわゆるO157なんかの感染ですね、病原性大腸菌の問題で製造されたものでありまして、ハンドドライヤーは200ボルト使用で非常にコストが高いが、しかし、このドクターエアータオルというのは、風力は100ボルト仕様で簡単につけられる工事で設置できるし、これは本当、風力は弱いけども、それを当たっているところを殺菌するという実証実験の結果が出ております。日本でも、特に食料品を扱うホテル、レストラン、いろんな製造メーカーでこれを導入しております。

特に、本町においても、特に学校、保育園の調理場あるいはトイレ、保健室というところに設置すべきじゃないかと、より安全で安いものを設置すべきというふうに考えますが、ちょっと情報として提供させていただきます。

次に、町内で使用する消毒液としてドーバーパストリーゼを取り入れられないかということです。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

今、町内施設のほうで使用しております消毒液については、エタノール消毒液のほうを使用し

ております。エタノールの純度につきましては、メーカーによって異なりますけど、大体65%から約80%の純度の消毒液を今使っているところがございます。

現在、まだ在庫等がありますので、今、江本議員さんがおっしゃられましたドーバーパストリーゼ等につきましては、在庫等が少なくなった場合に価格等の分を比較しまして検討したいと思います。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（2番 江本 守君） ありがとうございます。これ、ドーバーパストリーゼという商品名ついておりますけども、これ、エタノールです、77%。なぜ、これ進めるかというのと、この今使っているエタノールというのは、おそらくはイソプロあたりで割っているんですね。純度99%もありますけども、酒税の関係でどうしても割り物が必要ということで、でないとな価に入っていない。しかし、このドーバーパストリーゼはエタノールアルコールにお茶のカテキンを利用しているわけで、口でシュッとやっても問題なし、あるいは、食べ物に振りかけると、当然防腐剂的な役割もするし、より安全。使用して、一端封を切ると、色が茶色く変化していくけども、これはまた、まさにカテキンそのものの色でございますので、使用には何ら問題ないという実証結果、素晴らしいものとしてされておりますので、ぜひ在庫がなくなっていく時点で、より安い安全安心なこのドーバーパストリーゼを取り入れるようお願いいたします。

次の質問であります、健康増進のためのトレーニング設備について。

町内施設に筋力トレーニングのできる設備が、マシーンを設置することはできないかということに対してよろしくをお願いします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） この問題は、かねてから質問がっておりますけど、今まではちょっと無理だという答えを出しておりましたけど、非常に、やっぱり町民の皆さんから要望があるという、先般3名の方が署名を添えて、一応私のところに参りました。

そのときに、町もいろいろ、今までできない理由というのがありまして、しかし、今回話をする中で、自主的な運営の組織をつくると、健康志向の組織をつくって、一応町の施設どこかに確保してほしい。空いた場所があれば、器具は確保してもいいけれども、ただし運営については町は一応、町民自らによる、いわゆる健康志向型の運動器具というふうな形でやっていただければやぶさかでないというふうな話もしておりますし、その組織づくり、そして、組織をつくって、そして、一応規約、それらを定めながら、こういう健康志向型の協議会ができたという形になれば、町のほうも購入もやぶさかでないと、このような回答を申し上げておまして、今後、やっぱり町民誰もが参加できる健康志向型の、今もしいコミという組織がございますけど、まだまだ

充実はしておりませんので、しいコミ辺りでもこれを取り組んでもらえる形があればいいですけど、なければ、新しいそういう組織づくりも必要かなと考えて返答したところでございますし、皆さん、頑張りますということで帰っていったんで、今後、一応要望者、陳情者と協議を挟みながら、ある程度の前向きな姿勢で設置できるようにはしてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（2番 江本 守君） ありがとうございます。トレーニングするところは有料ではあるんですけども、なかなか個人的に行けないような方から要望されているわけで、ぜひ、そういう方向で頑張っていただければありがたいと思います。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） それで、既にもう、町にはそういう、一応ジムが1か所ございますんで、競合しないような器具でということも考えていかなきゃいかんというふうに考えておりますんで、ジムの経営を圧迫をしないような軽度な健康志向型というふうなことも考えなければいかんというのを、ちょっと申し忘れておりましたんで、この場でちょっと、一応発言させていただきたいと思って。

以上です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（2番 江本 守君） 結構です。

次に、孤独死について、近年における町内での孤独死の実態についてよろしくお願いします。

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。

ただいまの御質問の孤独死についてでございますが、統計などをつけておりませんので正確な数字ではございませんが、ここ数年につきましては、年に一、二件程度、行政が対応した事案があったと記憶しております。

ただ、今年に入りまして現在まで、行政が関わった事案として3件発生しております。近年に比べて多いのではないかと感じております。そのうち1件につきましては、病院でお亡くなりになり御家族の方と連絡は取っているものでございますが、2件については、近所の方からの通報で確認されたものでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（2番 江本 守君） 分かりました。

それでは、孤独死を見過ごさない環境づくりの現状、そして、積極的な見守りが必要と考えておりますけども、この点についてはいかがですか。

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課の種子でございます。

見守りづくりについての御質問でございますが、現在、緊急通報装置の貸与や包括支援事業、相談支援事業などをはじめとした、高齢の方や障がいがある方への福祉サービスを活用した見守りや、自治会や民生委員さんをはじめとした地域の方々の見守り、また、遠方にお住まいの御家族からの御相談に対応などを実施しておるのが現状でございます。

御本人や御家族の同意等が必要となる場合もあり、積極的な介入となりますと、本人の意思との兼ね合いから対応が難しい状況が生じております。そのような中、現在実施しております事業を継続、進展させるとともに、地域コミュニティにおける見守りといいますか、お互いが気にかけていくという環境づくりが重要になってくるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（2番 江本 守君） 今の課長の御回答、よく分かりますが、今現在ある見守りでは足りてないということ、それから、今言う個人情報保護法、これも今、国においては見直しの方向になって、行政関係局については、もうちょっと踏み込んだ本人の意思を確認せずに踏み込める行動ができるようになるんじゃないかというふうに考えて質問差し上げたんですが、万が一そういう方向になったとき、もう少し積極的なもの、それから、今いうSDGsですか、コロナ禍で特に貧困とか飢餓という問題が言われていますが、この孤独と孤独死、そして貧困、飢餓というのは大きな関わりがあるんじゃないかというふうに私は考えるんですが、この点についてはいかがですか。

○議長（武道 修司君） 種子保険福祉課長。

○保険福祉課長（種子 祐彦君） 保険福祉課、種子でございます。

ただいま江本議員がおっしゃられていましたとおり、孤独と貧困についてはかなり密接な関係があるというふうに、私ども認識しております。

今回、孤独死についてなんですけど、孤独死といいますと、誰にもみとられることなく亡くなる場合が皆さん御想像できると思いますけど、今問題となっているのが孤独死というか孤立死ですね。周りの方との関係を絶って、そのままお亡くなりになられて気がつかれるのが遅くなったところを、今、今後の孤独死における重要な課題になってくると考えております。

周りの方との関係を自ら絶った場合と、環境的に絶たれた場合と二通りのパターンがあるとは思いますが、今後とも、個人情報の内容も含めて、国等の情報を確認しながら、いろんな施策の

ほうをまた皆さんと御協力頂けるような御提案を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（2番 江本 守君） 分かりました。個人情報保護法の行方を見て、もっと踏み込めることがあったら、踏み込まないと解決にはつながらないというふうに考えておりますので、今後よろしくをお願いします。

次に、保健センターチアフルつきについて、現在の状況をお聞きします。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課、吉川でございます。保健センターチアフルつきにつきましてお答えします。

新庁舎建設前は職員が常駐していましたが、業務の効率化のため、職員は本庁に配置しております。乳児健診や特定健診などの保健業務があるときは、職員がセンターに出向いております。また、リスク分散のため、新型コロナウイルスワクチン接種をはじめ、各種予防接種に係る重要物品などを格納しています。

以上です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（2番 江本 守君） このチアフルが今、空いているという現実は分かりました。

実は、社会福祉協議会の移転について、検討委員会の委員として、私、二度ほど検討委員会に出させていただいたんですが、1回目の検討委員会は全く話になるような内容やなかったですね、もう、ありきの問題で。

町長ともお話しした結果、ゼロベースからということ、2回目4月23日に招集され、指定の時間に行って、当初、支所の2階を視察していろいろと考えると。その時点では、私はよく、1回の委員会を無駄にするなというふうに言っているんですが、要は、チアフルを見せていただく計画はなかったんです。その場で指摘して初めて開けて見せてもらったという現状で、あのまま2階だけ見てどうのこうの言ったって話にならないし、ゼロベースと言いながらも、検討委員会の要綱が全くゼロベースではなかったということでやり直していただきたいと。

検討委員会の議事録も提出していただいて、4月3日に届きまして精査したところ、あまりまとまっていなかったのと、第一、その執行部の議事録が全く出てない。これも問題かなというふうに考えておりますが、そこをゼロベースでということ、話す中で、チアフルの使い方とか、あるいは、現状の自愛の家、2階の利活用というのはもうほとんど度外視して始まってもおかしくないんじゃないかというふうに考えておりましたけども、事の流れはそうでもなかったということ、感じておりますが、この点についてちょっとお願いします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応築城の、いわゆる分庁でございますけれども、今は介護保険の包括センターの職員が常駐して、7月までは、いわゆる住民、それから環境の職員という形で、一応証明書の発行を6月いっぱいやるということで現在行っておりますが、7月からコンビニ等の発行が始まるので、一応終わるといふふうな形にしておると。

それで、社協には、1階は図書館という形で一応もうしておるんで、2階に社協入ったらどうかというようなことで、社協からはまだ何も返答がないというようなことで、全てあそこの活用については社協の返答待ちだといふふうに思っておるところでございます。

チアフルについては、一応保健センターという一つの補助金を頂いて造った目的がございますんで、これは、保健センター以外に使うという形になれば、目的外使用になるということで、補助金の返還になるというようなことで、これは保健それから健康に関するものしか使わないといふようなことで、今、考えておるところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（2番 江本 守君） 次にお聞きすることまで答えていただいたんで、手間が省けたんですけれども。

ここ、あくまでも1階ありきという、あのまま町長の頭の中に、あのままかね、私、会話したときはそうでもないように解釈したんやけど。2階、3階を図書にという考え方もあるんじゃないですか。

例えば、もう築城支所に風呂と調理場を造るといったら、今の設計予算が3,500万円組まれているわけで、その予算の工事費を推定すれば約10倍やないかというふうに考えれば、いろんな問題、築城支所の2階というのはエレベーターが小さ過ぎて、車椅子の障がいを持たれている方が検討委員会の委員にも入ってございましたけども、まず利用できないと、いろんな不都合な面がたくさんあると。支所の裏に風呂と調理場造るといふその計画、実際工事されたときの工事費というのは多分3億円超えるんじゃないかというふうに想像しますけども。

そういうことを考えながら、今の自愛の家を取り壊し、取り壊す期間の間、目的外使用になるかもしれんけども、チアフルを使いつつ、そして、自愛の家を建て替えるほうが将来の維持する財政上の問題とかということを含めても、あるいは、移転の間、築城支所にまとめてもいいわけで、社協の築城支所にですね。方法は幾らでもあると思うんですが、もう、むしろそれだけのお金をかけるんならば、自愛の家そのものを建て替えるほうが、役所は近いし、職員にとっても利用者にとっても、確かに築城の利用者にとっては不便はあります。いわゆる築城支所周辺に造ったときには、旧椎田あるいは旧築城という分け方をさせていただくならば、両方が都合が悪くて

アクセスにすごい経費がかかると。もちろん職員が役所に出入りする、そのガソリン代の経費も含めてそうなのですが。そういうことが全部集約できる、今の自愛の家というのは駅も近い、歩いてこれる範囲、それから、役所が近い、いろんな意味で、どっちか一本に絞るのやったら、自愛の家を建て替えるほうを考えてみたらどうですか。検討委員会でも、もちろんお話しさせてもらいますけども、築城支所が非常に使いづらいという話がほかの委員の方からも出ておりますので、ゼロベースという話が出てるんで、要綱そのものも変えてくださいというふうに一応お願いしております。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今、自愛の家の建替え、これはもう当然建て替えるつもりはございませんし、逆に、社協のほうには、いわゆる行政の、やっぱり効率化を図るために、今2か所あるセンターを1か所にまとめて、その場合は、風呂は新しく新設をしようというふうな形で一応お話ししております。もし、支所が入れないなら、どっちかの一方にまとめてほしいと、そこまでは一応社協のほうには話をしてありますし、それも議論をしてほしいというふうなことで。

しかし、建替えまではしてない。風呂の増設は、当然2か所を1か所にするんで、大きくしなきゃいかんだろう。

そして、今、これも非常に故障が多くて、修繕が多々あるというふうなことで、これも一応更新をし直したほうがいいだろう。そうすれば、2か所ある風呂を1か所にすれば、経費も一応維持経費が半減するというようなことで、ぜひ、そういうふうな形で社協のほうは検討してほしいと、こういうことまで申入れをしておるのが現状でございますし、あとは、社協がどのような形でまとめていただけるか、そして、町のほうに回答を頂けるというのを、今、町は待っておるところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（2番 江本 守君） 町長が話されたことはよく分かります。じゃ、今の町長の話聞けば、支所の2階ありきの検討委員会なんですか。それやったら、検討委員会の要綱を変える必要なかったんやけどね。あくまでも、そこ、支所にこだわって利用する障がい者団体の人たちは、あそこは使いにくいと、そして、できるならば社会福祉センターとして構築してほしいという要望もありましたけども、2階じゃないとという考え方ですか、目的外使用ができない、チアフルはという返事ですよ。

私と話したときに、目的外使用であった場合、どの程度の返還金が発生するのか、その状態にもよるよねという話をされていたけども、その点はどういうふうに変ったんですか。2階ありきやったら問題あり過ぎるという話が、今、検討されているんですけども、もう一遍、その辺答

えてください。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 一応打診としては、1階を図書館に、2階を社協にということで、これが2階が駄目なら、もう現在地でいってもらうしかないというふうに考えておりますので、そこが社協のほう。ただし、現在地でいく場合は、どちらか1か所にさせていただくと。そして、職員を1か所に集めながらやっていくという話はしておりますし、そして、風呂は一応2か所を1か所に集めるんで、多くの人が風呂を利用する形になろうと思うんで、風呂だけ一応大きく、倍にするのか、3分の2程度増やすのか、そここのところはまた検討させていただくんですけど、そここのところで一応社協のほうでどちらを選択するかということを経済協議してほしいということで、今、どちらかの場所に残るといふ形になれば、風呂は新たに造り直そうと、こういう話は一応会長にはしておるといふことで、これで議論をしてほしいというように社協には申し伝えておるところでございますし、もう支所ありきではないんだということ御理解していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 江本議員。

○議員（**2番 江本 守君**） 分かりました。今の支所ありきではないという考え方を私の中では優先させていただきます。今、方法論としては幾つかあるんでしょうけども、支所ありきで考えないでいいということ御理解させていただきます。

もちろん、今の自愛の家に手を入れて残すという方法もあるんですね。2つある社協を1つにする、これはもう全ての人がやむを得ないんですよ。これはもう了解する。いろんなアクセスとか、これからの維持考えたら、町長が思う以上にかかるはずですよ。だから、もう一方は犠牲になるけども、一方は送迎するということ御理解していただきますけども。

当時、社会福祉法人の検討委員が指摘していましたが、社協の理事会の同意は決定ではないと、あくまでも評議委員会で、予算が1円でも発生する以上、評議委員会の承認なくして決定なんていうことはあり得ないと、社会福祉法に照らせばですね。それを聞いて、一つも安心もしておりますけども、支所が無理があり過ぎるところで私の質問を終わります。

○議長（**武道 修司君**） 何かありますか。江本議員、ちょっと吉川課長があるというんで。吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（**吉川 千保君**） 子育て・健康支援課の吉川でございます。チアフルついきにつきまして、町長の答弁に補足させていただきます。

私が調べた範囲では、国庫補助金約9,000万円につきましては返還が発生いたしません。また、目的外使用も可能と聞いております。ただし、当課といたしましては、東北の大震災が発

生した際、保健センターを災害の初期段階から避難所にしたたり、他の目的で使用していたりしたために、災害時の一番肝心なときに保健業務を機能させることができなかつたと、災害研修会にて被災地の職員から学んでおります。よって、保健センターは災害時の最後のとりでとして、目的外使用は控えたいと考えております。

乳児健診では、赤ちゃんの衣服を脱がせて測定しますし、衛生面の観点や本来の目的である健康増進、疾病の予防、公衆衛生の向上の場が損なわれることのないよう使用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（2番 江本 守君） 今の課長の補足説明でよく分かりました。そういうことを踏まえて、いろいろ検討委員会でも利用させていただきますが、町長、おかしなことを言ってくれないね、一応課長がフォローしてくれたけど、こういう説明があるべきことで、私はあと、次の質問せんでいいなち思って町長答えてくれたけど、そうではなかったということなんやね。これ、町長、何か言うてくれんかね。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 通常、補助金を頂いたものは、耐用年数が来ない間に処分とか、他の目的に使った場合は、当然、国庫補助金、今まで返ってきておるんで、これも厚生労働省の問題だと私は思っておりますけれど、そうじゃなかったんやね。

○議員（2番 江本 守君） そうじゃないということやね。

○町長（新川 久三君） いやいや返さなならんはずけど。

○議員（2番 江本 守君） 法律が変わったんやないかね。

○町長（新川 久三君） 変わってない。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

最初に少しお断りいたしました、国の補助金というのは、町長が申し上げたとおりです。原則として、目的外使用が発生したときには返還が生じると思います。ただし、かなり前のもので、私もかわってきてそんなに経験がございませんので、あくまでも私が以前の資料を調べた限りでは、9,000万円につきましては補助金の返還は発生しないということで県に確認を取っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（2番 江本 守君） 課長のお話で十分理解できましたんで、私、質問を終わって下が

ります。どうもありがとうございました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

.....

○議長（武道 修司君） 次に、2番目に、6番、北代恵議員。

○議員（6番 北代 恵君） 6番、北代恵です。通告に基づきまして質問させていただきます。

まず初めに、コロナウイルスワクチンの接種についての質問でございます。

5月19日に、コロナウイルスワクチンの集団接種が本町で初めて行われたことと思います。当初の予約段階では電話予約が殺到し混乱したと町長もおっしゃっておりました。

5月25日の放送のテレビニュースで、築上町のワクチン接種の状況が報道されていたのを拝見しました。そこでも報道されておりましたが、電話予約の混乱を受けて、日付を指定した文書を接種対象者に送付し、その日付に対して都合が悪い方は文書でもって回答してもらい、役場のほうから連絡が行くという流れに変更されたと伺っております。

さらに、報道の中では、本町の65歳以上の高齢者は約6,500名いらっしゃり、5月19日の1回目の集団接種では300名の方に接種を終えることができたとありました。接種会場では長蛇の列ができており、スタッフの方も本当に大変だったのだなとお見受けいたしました。まずは、スタッフの皆様の御尽力に感謝いたします。また、先日、町のLINEで65歳から75歳の方への接種券が6月の中旬頃から順次発送されるとありました。

そこでお尋ねしたいのが、これまでに幾度かの集団接種を実施してこられたことと思います。本日時点での高齢者への接種率はどのくらいなのでしょう。また、現在の体制で、1日に最大で何名の方への接種が可能なのでしょう、教えてください。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

現在実施している65歳以上の1回目の接種率につきましては47.72%です。そして、2回目の接種率はゼロ%です。

御参考までに、県の65歳以上の接種率は1回目が25.67%、2回目が1.4%と聞いております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） 今、接種率をお答え頂きましたが、現在の体制で、1日に最大何名の方への接種が可能なのかも教えてください。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。1日の最大

接種可能数についてお答えします。

接種は医療機関が業務をしていない時間帯にお願いしています。主に水曜日、木曜日、土曜日の午後、日曜日の午前・午後とお願いしております。午後の場合のみは400人、1日の場合は800人を目安にしております。一番多いときで、1日に935人の接種を行いました。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） ありがとうございます。1日に最大で900名以上の接種が可能だということですね、ありがとうございます。

政府は大規模接種会場を東京の大手町と大阪の北区に設置し、5月24日から大規模接種センターで接種が開始されております。政府は、この2か所のセンターでは1日に最大で1万5,000人の接種が可能としており、この大規模接種センターでワクチン接種の加速化を図ろうとしております。福岡県でも田川市の県立大とみやま市の保健医療経営大に大規模接種会場を設け、先日初めて実施されていると思います。

日経の調べによりますと、先ほど吉川課長も少しお答え頂きましたが、日本では6月3日の時点での情報でございますが、約1,164万人以上の方が1回目の接種を終えております。このうち、医療従事者への接種は99.7%、65歳以上の高齢者では18.5%、福岡県で見ると、高齢者の接種状況は、先ほど課長がおっしゃっておられたように25.67%となっております。これは、1回目の接種のみの数字です。医療従事者のうち2回目を接種した方は、まだ69%だということです。

現在は、もう少し接種が進んでいるかとは思いますが、読売新聞の記事によると、福岡県の大規模接種会場は、会場で接種を受けることができる対象となる自治体は、7月末までの接種完了が難しい自治体、人手不足などで支援が必要な自治体の高齢者だということです。政府は大規模接種会場などを設置して対応しておりますが、各自治体の希望どおりのワクチンを確保できていない状況もあるというふうに伺っております。

そこでお尋ねします。本町での65歳以上の高齢者への接種はいつ頃完了する予定で計画をされていらっしゃるのでしょうか。中には、75歳未満の方も既に接種を終えた方がいらっしゃるかと聞きしております。そういった質問を頂きました。それはなぜなのでしょう。

また、本町では希望どおりのワクチンの数を確保できているのでしょうか。確保しなければならない数も併せて教えてください、お願いします。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

当町の65歳以上の高齢者へのワクチン接種の完了時期は7月末をめどとしています。また、

当初は、依頼どおりのワクチンの入手は困難でしたが、今のところは依頼どおりのワクチン配布を受けております。

そして、ワクチンの必要数についてですが、すみません、ちょっと即答いたしかねます。というのが、先日、12歳以上のお子さんにも接種できるようになっておりますので、申し訳ございません。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） 確保しなければならない数はちょっと即答はできないということだったんですが、65歳から74歳までの方への接種というのは、6月の月上旬から順次接種券を配布されるというふうに先日のLINEの情報であったんですが、75歳未満の方、順次これから発送される予定の方で既に接種を終えた方がいるのは何でかという、ちょっと住民の方からの質問がありましたので、その点についてお答え頂いてよろしいでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） その問合せも私のところにたくさん来ております。というのが、6月13日までに75歳以上の方全て終るように、一応係のほうで全部接種券を配送しております。そして、その接種券を配送したときに期日を指定してさせていただいておりますので、役場のほうにはがきを返送していただくと。その中に接種できない、それから、今決めてない、それから都合が悪いと、この分の空きが出てきます。それとあと、施設で接種をした方々がおられます。そういうものをもろもろ合計して、順次74歳以下の方を当てはめていって、昨日現在、昭和26年生まれの方までが一応発送の準備を終えておりましたので、今日ぐらい送れるのではないかなと思っておるところでございますし、そういうことで、そうすれば、あとは65歳以上という形になれども、74歳未満、約半分ぐらいは送付ができておるといふような考え方になりますんで、あと、逐次、今月いっぱいには一応第1回目は終えると、65歳以上終るといふような一応スケジュールどおりにいっておるのは間違いございません。さっき課長が言ったように、75歳未満、7月いっぱいまでには完全に終わると。ワクチンも総務省のほうから、これ、必ず必要量配布しますということで、直接私に電話がホットラインで来ておりますんで、間違いなく来るといふふうに、これは確信しておるところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

75歳未満の方が一部早く接種をされたという件につきましてですが、当町が年齢順に日程の御案内を差し上げたところ、90代、100歳代の方々が大幅にキャンセルがありました。その

キャンセルの数が大幅にありましたので、それで、その前の日程の方々を繰り上げてするというのも一部したんですが、御高齢の方の日程変更は本当に大変でした。それを踏まえて、申し訳なかったんですけども、74歳の一部の方々に御協力頂いた次第です。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） ちょっともう少し詳しくお伺いしたいんですが、キャンセルが多く出てしまったということで不測の事態があったということなんですが、それで日程を繰り上げるとい作業がとて大変だったため、75歳未満の方の一部の方に、それは接種券を送付したということでしょうか。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。すみません、先ほど、私の発言に不足があったかもしれません。

接種券の送付は当初からさせていただいておりますので、当町からお送りしたのは日程の封書でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） 日程の……お願いします。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。一部混在しました。

74歳の方には、たしか接種券と共に日程のお知らせを送付させていただいたと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） 分かりました。ということは、その住民の方からお問合せがあった、自分よりも年下の方が先に打っているのは何でかというお問合せがあったことに関しては、今、課長が御説明頂いたとおりで、多数のキャンセルが出てしまったため、本来でしたら74歳未満の方は6月の下旬から順次送付する予定だったのが、前倒しして送付をすることになったということですね。それで、キャンセルが出た分の日程に空きが出たので、そこに74歳の方が予約をされて接種を受けた、そういった事実があるということですね。よく分かりました。ありがとうございます。

ワクチンの接種に関して、政府は7月末までに高齢者への接種を完了させたい意向ですが、中には無理なのではないかという懸念の声が上がっております。今、町長がおっしゃったように、

ワクチンの確保は直接電話があつて、必ず確保をするというふうに連絡があつているということだったんですが、ワクチン接種を政府が進めていきたい理由というのは、集団免疫をそもそも獲得するためです。ちなみに、新型コロナウイルスの再生産数は2です。再生産数というのは、コロナウイルスにかかった人が何人の人に移してしまうかという数値です。集団免疫を獲得するためには、国民全体の何人の人が免疫を持たなければならないのか御存じでしょうか。

計算式があります。集団免疫は、1引く再生産数分の1だそうです。新型コロナウイルスの再生産数は2ですので、1引く2分の1ということになりますので、集団免疫を日本で獲得するには、国民全体の約50%の人へワクチン接種が完了しなければならないということです。日本の人口は約1億2,000万人ですので、集団免疫を獲得するには、全国で約6,000万人の方にワクチンを接種する、もしくは、自然免疫を獲得する必要があるということです。

もう飲食店をはじめとする事業者の方々は限界です。十分な支援を受けられているわけではありません。早くこのコロナ禍を脱し、経済を立て直していかなければ、日本の未来はどうなっていくのか、若者にとっては不安でいっぱいです。また、経済苦による自殺者の増加も懸念されております。コロナウイルスに感染して亡くなるかたも経済苦による自殺で亡くなる方も全て尊い命です。国が優先接種の方針を決めていますが、毎日仕事をするために外に出なければならない世代も早くワクチン接種を行ってほしいと考えております。こういったお声が本当にたくさんあります。もっと論理的に感染リスクを考えて優先接種の順番を考え直すべきだと思います。

現在は、優先順位として65歳以上の高齢者の接種が終わったら、次は65歳未満の基礎疾患のある方が優先接種になると思います。そんな中、北九州市では、教職員や保育士さんは、ワクチン接種の対象にならない子どもたちに関わるのでという理由から、教職員や保育士、高齢者、障がい者施設の職員などを7月の月上旬から優先接種を行うという市の独自の方針を明らかにしております。

本町では、そのように優先接種について変更などを考えていますでしょうか。基礎疾患のない一般の65歳未満の方々への順番はいつ頃になるのでしょうか。一般の65歳未満の方といっても、一斉にまた予約を受け付けることは不可能だと思います。そうすると、また混乱を招くおそれと考えられると思います。インターネット予約などを踏まえて予約方法などが変わることは考えられるでしょうか。

以前、新川町長は、年齢で区切って文書を送るとおっしゃっておられたと思いますが、そこで質問です。一般の65歳未満の方々への予約方法は、現在のところ、どのようにお考えでしょうか。また、優先接種の独自の方針は今後考えていかれる予定でしょうか、お答えをお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

65歳以上の方々は比較的に町が指定した日程にスケジュールを合わせていただける率が高いと思われ、町が日程を指定する方法で予約日を決定いたしました。しかし、65歳未満になりますと働き世代の方が占めており、65歳以上と同じ方法では困難と推察しております。

議員が言われましたように、65歳未満の方にはウェブ予約、インターネット予約をする期間を設定し、予約が入っていない方については、また書面で意向を伺いたいと考えております。

また、優先接種についてですが、疾患のある65歳未満の方、そして、エッセンシャルワーカー等の優先接種も同時に進めたいと考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

補足でございますが、現在、余ったワクチンにつきましては、築上町は、子どもの命を守るということを重点施策にしておりますので、保育園の方々、あと学校関係者、そして、放課後等デイサービス事業者、そして学童保育の方などに、余ったワクチンの有効活用につきまして協力をお願いしているところです。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） 余ったワクチンについては後ほどお話ししますので、ありがとうございます。

ウェブ予約についてももう少し詳しくお伺いしたいんですけども、まだ、これからということですので、これから変更があつたり調整があつたりする可能性もありますが、現在のところ決まっている段階で結構ですので教えてください。

ウェブ予約をするということだったんですが、これは年齢によって区切られるのでしょうか。それとも、一斉にウェブ予約をすることができるのでしょうか。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

当町は、1市3町、近隣の町村と一緒にコールセンターを設営しております。コールセンターの業務の中にインターネット予約も入っております。ですので、65歳未満の方々のネット予約が電話と同じ一斉にしますと、混乱を招くと考えます。よって、今のところ、申し訳ありませんが、何も決まっておりませんが、年齢順とか予約が重ならないように配慮したいと考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 僕は今、指示しておるのが、一応さっき言った課長のほかにウェブ予約に一定量、6割なら6割、7割か、それはちょっと判断をまだ決めてないんですけども、先に配分量を決めて、そして、先ほど言った年齢順にウェブ予約をします。そして、ウェブ予約が終わったら、残りの分を一応、課長も僕と話をしたんですけど、それぞれ第1、第2、第3の希望日を決めて返信用封筒で町のほうに出してもらおうかと、そういうやり方でやったらどうだろうかという、今のところは、まだ案でございますけれど、そういう方向で混乱をしないような方法を取っていかうというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） ありがとうございます。まだ、これからいろいろな調整が入ってくるとお思いますので、それが決定ではないということは承知しております。

ただ、町長もおっしゃったように、混乱がないようにだけ、ぜひともよろしく願いいたします。

また、今、ニュースやテレビなどで、大学生がインターネット予約の補助を窓口でやっているというような、ウェブでの予約にするといった場合、そういった補助などは考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

ウェブ予約の補助についてですが、当町では、現段階では考えておりません。

ただ、インターネットを使えない方も多くいらっしゃるかと思いますので、それで書面による意向を伺いたいと考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） ありがとうございます。ウェブと書面の両方を駆使して考えていらっしゃるということですね。ありがとうございます。

ワクチンの集団接種に関しては様々なことが起こる可能性があります。これから、水害や台風などの自然災害も懸念される時期になってきます。もし計画どおりにいかず遅れてしまった場合、遅れることが問題なのではなく、遅れていることに対して住民の納得感がないことが大きな問題です。

思うようにいかないことというのは多々あります。特にワクチン接種に関しては、当初の約束どおりにいかないこともあるかもしれません。これ自体は誰も悪くはないと私は思っています。

根本的な原因は国にもあると考えます。

ただ、遅れることや計画どおりにいかないことに対する住民への十分な説明がなされないことというのは大きな問題だと思います。大切なのは、リーダーがきちんと説明をして住民の方に納得してもらうことだと思います。

例えば、こういう狙いがあるって、このような対策を取りましたが、効果がありませんでした。次は、こういう打ち手を取ります。そのために、いつまでにこれをやりますなどの説明です。このように、リーダーからの事前の説明がなかったため、幾つかの自治体ではワクチンが余ってしまったときの対応に関してマスコミに取り上げられておりました。

東京や大阪の大規模接種センターでは、医師や看護師の資格を持つ自衛隊員がおよそ280人派遣されているほか、民間の医師や看護師など、およそ200人のスタッフも派遣されているそうです。ワクチンが余ってしまったときには、接種会場で業務に当たる民間の医師や看護師、会場の案内や受付業務を行う民間企業のスタッフへの優先接種を行う方針だということです。

さらに、海外では、ワクチンが余っている個数をアプリで検索できるようにし、30歳以上の方なら誰でもそのアプリから余ったワクチンを予約できるシステムを導入されている国もあるようです。

本当でしたら、ワクチンが余ったときの対応方法を伺おうと思っておりましたが、ちょうど昨日、町のLINEで当日に余ったワクチンを接種する対象者のリストが送られてきておりました。その情報によりますと、当日に余ったワクチンを接種する対象者として、町内医療機関の75歳以上の入院患者さん、ワクチン接種会場の医療従事者、町内の保育従事者、放課後デイサービス従事者、教育従事者、ワクチン接種会場の従事者、災害対策業務の従事者、この方々がワクチンが余ったときの優先接種になるということです。

そこで質問ですが、それぞれの対象者へワクチンが余ってしまったときはどのように届けられるのでしょうか。事前に対象者の方々へ希望を取っていて、リストなどを作成しているのでしょうか。具体的な対応方法を教えてください。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

現在、保育園、小中学校、それから町内の県立学校、保育・教育に従事される方を中心にキャンセル対応の協力をお願いしております。方法としましては、まず、町から御協力のお願いを依頼しまして、協力者から申請していただきます。そして、受付順に協力者を登録して、キャンセルが発生した場合、順次電話連絡で依頼しております。

ただ、現在、学校関係者の方が中心になっておりますが、状況を見て、ただ登録順にするのではなくて、グループごとに順番に連絡していきたいと考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） ありがとうございます。登録順、登録をさせていただいているということで、もし、その日にワクチンが余ってしまった場合には、その会場のスタッフの方がどこに持っていかれ、それとも、希望されている方が会場に来ていただくという形なんでしょうか。ちょっと教えてください。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

リストと申請書に基づきましてその方に電話連絡いたします。了承が得られましたら、すぐ30分以内に会場に来場頂くようお願いしております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） よく分かりました。ありがとうございます。

リーダーの大切な仕事は3つあると言われております。責任を取ることと理念を掲げることと説明をすることです。行政にかかわらず組織のリーダーであれば、この3つの仕事は最も大切な仕事だと思えます。

コロナウイルスの感染拡大が起きてからこれまで、政府をはじめとする様々なリーダーは、このリーダーにとって最も大切な仕事の一つである説明することをおろそかにしてきた結果、国民が何をやっても納得しないという状況を生み出しているのではないのでしょうか。

リーダーがこれを真摯に向き合って実行しなければ、国民はいつまでたっても納得しないし、もっと言うと、朝から晩まで頑張っているのにもかかわらず、悪者にされてしまうスタッフがやり切れないと思えます。そのため、きちんと説明するということはとても大切なことだと思います。ワクチン接種の状況は進行具合など、ぜひ住民の方への今後の逐一の説明をしっかりとお願いをいたします。

次の質問に移ります。

災害対策について質問をいたします。

令和3年5月20日付で災害対策基本法の一部が改正されました。1から5までの警戒レベルにおいて避難情報が変更され、警戒レベル3では、これまで「避難準備・高齢者等避難開始」とされていたのが「高齢者等避難」へ変更になり、警戒レベル4では、これまで「避難勧告・避難指示（緊急）」とされていたのが「避難指示」へと変更されました。また、警戒レベル5では、これまで「災害発生情報」とされていたのが「緊急安全確保」となりました。

大きく変わった点としましては、避難勧告というものが廃止され、警戒レベル4までに必ず避

難を行うことになるという内容です。警戒レベル4の避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されるものだという理解でよろしいでしょうか。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

今、北代議員さんがおっしゃられましたように、改正災害対策基本法のほうが今年の5月20日から施行されております。今までが避難指示という、避難勧告というのがレベル4ですか、その中で混同しておまして、住民の方に分かりづらいということで、避難指示に一本化をしましたので、今、議員さんがおっしゃられたとおりの時期で行動を行うということになると思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） ありがとうございます。昨年の7月の豪雨では、本町でも警戒レベル4の避難勧告が町内全域に発令されました。今年も梅雨の時期になり、これから水害の危険が迫ってくる季節になりました。

内閣府ホームページ避難情報に関するガイドラインの改定を参考にしますと、避難の考え方には公共施設へ避難することだけを指しているのではないということです。行政が指定した避難場所だけではなく、安全な親戚や知人の家に行くこと、安全なホテルなどへ行くこと、屋内での安全な場所へ移動すること、こういったことも避難として考えるとあります。このことは、本町のホームページにも記載がありました。

ここで、きちんと住民の皆様への周知として確認しておきたいのが、これまでの避難情報とどう違うのかということところです。災害対策基本法の一部が改正され、避難勧告が廃止されたことにより、私たちの避難行動にはどのように影響してくるのかということを変更して御説明、御解説をお願いします。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

今回の住民の方への御説明というか改正については、6月の広報で約紙面を1ページ取りまして、避難指示で必ず避難、避難勧告発出しますという大きな項目を取って、気象庁では内閣府が出してありますポンチ絵を掲載して、住民の方のほうにお知らせをしているところでございます。

レベル3、いわゆる今までが避難準備・高齢者等避難開始という項目につきましては、5月20日から高齢者等避難ということになりますので、レベル3というのは、大雨警報、洪水警報等が発令された場合に避難を開始するということになると思います。

避難は、今、北代議員さんがおっしゃられましたように、避難所のほうに避難するのではなく、

まず自宅の安心なところ、例えば2階建てであれば、1階から2階のほうに避難する、もしくは、知人、親戚等の安全な場所に避難をする、ホテル等に避難をする、また、町の避難所等、自主避難所、自治会等のほうで開設をお願いしております自主避難場所等のほうに避難をすると、いろいろな避難の形があると思いますので、そういった警報等が出ましたら、町のほうもLINEやホームページ、防災行政無線等で住民の方にお知らせをしたいと考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） 住民の方で勘違いしてしまいそうなのが、昨年、避難勧告が町内全域に出されたと思うんですが、そのタイミングで避難指示になると思うんですね。そういった場合に、やはりこういった情報を知らない方は、行政指定の避難場所に来られる方も当然多くなっていくというふうに予測するんですが、その避難場所に関して、こういった災害対策基本法が一部改正されたことによって、準備の段階で何か変わったことはありますでしょうか。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

避難場所等の準備なんですけども、この改正法よりはコロナ禍の関係で、昨年からそうなんですけども、避難場所のほうは倍という形で増やしております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） ありがとうございます。避難場所をちょっと2倍に増やして準備をされているということで、ありがとうございます。

昨年の豪雨のときにも住民の方より役場へ電話があって、危険箇所の把握は既にされていることと思います。幾つかの安全対策のための工事もこれまで進めてこられたことと思います。しかし、まだまだ危険だと思われる箇所が改善されていないというお声を先日住民の方より頂きました。今年の災害も心配であるとお声です。

そこでお尋ねしたいのですが、住民の方から寄せられた危険箇所について、どのような対応を取られており、なかなか改善が進まない箇所というのはどのようになっているのか、その対応方法を改めて教えてください。

○議長（武道 修司君） 神崎建設課長。

○建設課長（神崎 秀一君） 建設課、神崎でございます。

ただいまの御質問についてでございますが、災害発生時は、実際に被災を受けた箇所を最優先に復旧に向け努力しております。危険箇所についても、もちろん何かしらの対応ができればとは思っておりますが、限られた人員で行っておりますので、余裕がないのが今、現状でございます。

水路から水があふれてくるので大きくしてほしいとか、裏山から流れ出てくる水をどうかしてほしい等、そういった情報がございましたが、既存の施設の改修のようなことに関しては事業費も大きく、用地の関係も発生してくるので、簡単にはできない状況でございます。

ため池とか用水路等は大雨の前に事前に水位を下げてもらったり、せき止め用の板唐戸を外していただいたりして、水位の上昇を防いでもらうような措置をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） 町長にお伺いしたいんですけれども、こういう水路、なかなか手が回っていない状況もあるということなんですけど、こういったのは計画的に進めるような何か方法というのはあるんでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 個別の分については、ちょっと難しいところはございますけれど、例えば、集団的に急傾斜地という形で崖崩れがおそれがあると、そういうときには一応国の補助事業がございまして、旧椎田の場合は、福間地区をやって、今回、最近、香楽のほうをそういう急傾斜地の事業で一応崩壊を防ぐ事業はやっておるとい形になりますが、水路があふれるというのは、ちょっとこれ、まだやってないんですけど、道路に冠水する水路、多々ありますけれど、それは、そこでちょっと、そんなに大きい災害には至らないと、小さな小水路でございまして、そういうことで、急傾斜地の問題だけは、これは地域が全部取り組むという形で一応決議をしていただければ、取組をして申請をしていっていると、これが現状でございます。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） 急傾斜地のところはその補助事業でされていらっしゃるということなんですけど、危険箇所、近隣の住民の方にとっては、用水路や河川の、あと、のり面の高さとかですね、そういったところのお声も上がってきていて、河川が氾濫したときに、自分の家が床下なのか床上なのか分からないけど、浸水してしまう可能性があるみたいな危険箇所もまだちょっと手がつけられていない状況だというお声を頂きましたので、ぜひとも計画的に進めていただいて、そういった危険箇所が1つでもなくなるように善処をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

では、続いての質問に参ります。生理の貧困についての質問でございます。

生理用品の負担を軽減する取組をしている民間の団体「#みんなの生理」というものがあります。新型コロナウイルスの感染拡大により、生理の貧困という言葉が広がっているのを皆さんは御存じでしょうか。

この民間の団体「#みんなの生理」が調査したアンケートによると、回答者の約20%の方が「過去1年以内に生理用品を入手するのに苦労した」という回答があったそうです。また、「生理用品ではないものを使用したことがある」という回答は27.1%、「生理用品を交換する頻度を減らした」が36.9%、このほかに、「生理を原因として学校を欠席、早退、遅刻した」に対しては48.7%という結果が出ており、この団体の方も思ったより深刻な数字が出たと述べておられます。

生理が原因で、あらゆる社会参加の機会を奪われてしまうのはとても残念なことです。ある学生へのインタビュー記事では、「ナプキンは1袋400円から500円くらいする。この500円で1日御飯が食べられるから、生理のときは学校を休んで、部屋でバスタオルの上でずっと座っている」と書かれており、とても胸が痛みました。

丸川男女共同参画担当大臣は、5月28日の記者会見で、金銭的な理由で生理用品を買えない生理の貧困への支援策を講じている自治体が全国で少なくとも255あると発表したと、先日の西日本新聞の記事にありました。

また、政府は6月1日に、生理の貧困対策として、生理用品を買う経済的余裕がない女性を対象とした健康調査に着手することを了承したそうです。生理用品の使い回しや未使用により心身にどのような影響を及ぼしているかを調査するとのことでした。

県内でもこのことに関する動きがあります。今年の5月20日から福岡県大野城市では、新型コロナウイルスの影響を受け、生活に困窮する女性を支援するため、市役所の窓口など市内9か所で名前など個人情報伝えずに、生理用品を無料で受け取ることができる取組みを行っているそうです。配布されるのは生理用ナプキンが約10個入った袋で、265名分が大野城市では用意されているということです。

また、福岡県においても4月下旬に、新型コロナウイルスの影響で生理用品を十分に入手できない女性を支援するため、災害救助用備蓄の生理用品を県内の短大や大学へ1万7,000枚送るという取組みを実際に行っております。

私が一番気になったのは、本町の小学校や中学校においても、このように生理用品をなかなか手に入れられずに学校活動に十分に参加できない児童や生徒がいないだろうかということです。生理用品のことを誰かに相談するのは、小学生や中学生にとってはとても難しいことだと思います。体調不良などで学校を休んだり、同じ生理用品を使い回したりするほうが楽だと考えるかもしれません。とてもデリケートな問題でありますので、なかなか表には出てきにくい問題なのではないでしょうか。

そこで質問です。学校では、生理用品のことに関するサポートをどのようにされているでしょうか、教えてください。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課の野正でございます。

学校での生理用品のサポートでございますが、児童生徒の体調変化に対応できるように、小中学校共保健室に生理用品を準備しているところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） ちなみに、保健室に準備をされているということなんですが、どのように保健室に、先生に言って保健室に取りに行くのか、保健室にもう誰でも取りに行ける、申し出て誰かに言って取らないといけないのか、誰でも勝手に持ち出せるようになっているのか、どういう状態で保健室に置かれていらっしゃるのでしょうか。

○議長（武道 修司君） 野正学校教育課長。

○学校教育課長（野正 修司君） 学校教育課の野正でございます。

恐らく、保健の先生に相談をしてということになっているかと思えます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） なかなか生理用品を取りに行くというのが恥ずかしいとか思われる児童生徒も少なくはないと思うんですが、毎回毎回の生理のこととなると、なかなか取りに行きにくのかなと思うので、無料で配布というのはぜひとも考えてほしいんですが、町長、いかがでしょうか。本町でも生理用品を入手するのに困難な方への支援というのは考えていただけないでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応コロナ禍の中だけならいいかも分からんけど、これが常駐的になった場合、ちょっと困る状況もあるんで、そこのところ、ちょっとコロナ禍の中で一応国の給付金の中でそういうのをするという形になれば、それはやぶさかでもないんですけど、あと、どれだけ、ちょっと試験的にやってみてもいいかなとは思っております。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） 福岡県も1万7,000枚、短大や大学に生理用品送っていらっしゃるといことで、全国で255の自治体がそういった生理用品の支援を行っているという実績がありますので、新型コロナウイルスの影響によって生理用品をなかなか節約せざるを得ない状況というのが発生しているということですので、ぜひとも支援のほうを考えていただきたいと、よろしく願いいたします。

では、以上で私の質問を終わります。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

.....

○議長（武道 修司君） ここで一旦休憩いたします。再開を11時30分からいたします。

午前11時22分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番目に、11番、塩田文男議員。塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 先ほど、すみませんでした。ちょっとトイレを先に行かせていただきまして。通告に基づいて一般質問を行ないたいと思います。

今回の私の質問、築上町の今後の発展に向けてということで、この題名もいかなものかなのかなと思って要旨の中では、これ前回の振り返りみたいなもので、題名も恥ずかしながらこれしか出てこなかったということなんですけど。

最近になって、よくテレビで僕らも議会で言ってきていましたけど、デジタル化に向けてとか、一気に変わるんじゃないかとかということはずっとやってきて、最近ではデジタル庁もできて2030年には自動に車が動いて町を歩くとか、いろんなことを言って一気に何か身近に感じるというか、時代の流れを感じるときで、その流れをずっと今まで言ってきたわけなんですけど、なかなか我々議員が一般質問をしたっていうのは、そう簡単には受け入れられるものではなくて、不思議なもので、後で質問出ますが、今回、町長が小中学校の関係でビジョンを立てると、ビジョンを立てるという初めて町長がすごいことを言ったわけで、そのビジョンについて我々議会が言っているのは全てビジョンでありまして、想像や未来像を抱えて言っているわけなんですけども。

そういった中で振り返りになりますけど、これは一つ一つ言おうと思っておりません。全部最初に私が思うところを6つまで全部言って、昔の旧椎田町のときの本来の一般質問みたいな形式みたいななんですけど、ちょっと思い出して最後に町長、今日は副町長はいませんから教育長、あと関係課長、課長の中で補足があれば、ぜひ行って淡々と終わりたいと思います。

まず1つ目に、「椎田の駅前周辺の整備後の考えは」ということで。

これは駅前ロータリーにつきまして町が工事して、拡幅工事の分は県ということで、立派なロータリーが今できました。これにつきましても駐輪場、ロータリー、あと解体、あと立ち退いていただいた方々の買収等の大まかではありますが、約4億3,000万円ほど事業費がかかったということで、拡幅の道のほうも今年度中にはどうにか形になって道路幅と歩道の幅の広い立派な駅前ができるわけです。

空いた土地、まだまだ他人の人様の財産の土地ではありますが、駅からコマーレ、役場に向け

てその幾つか家も残っています。実際、町に買ってほしいという要望も出てきているところもありますし、その駅前反対側、要するに下り方向の方も、これ町長が以前から言っているんですが、売りたいと言えば町も考えて前向きにやっっていこうということなんですけど、これについて何をするかこうするかというのはここでなかなか言っても、まだ決まってないでしょうけども。

そういった形で将来、税収が入る形の政策というのも非常に大事じゃないかと思って、築上町はいろいろ庁舎にしても中学校、小学校にしても、また今回のこれからの小中学校にしてもいろいろな建物を今建てて、お金をふんだんにない中から使っていっているところではありますが、やはり同時に税収の入る政策というのを考えていかないと、大体10年先を見ても最初の3年はなかなかそういった収入にはならないでしょうから、5年、10年という中で少しずつ税収が入るやり方、それに対して町のほうで何らかの形、どうすればいいのかというのを考えてやるべきではないかと、そういったところを我々に示していただきたい。それが一番の回答です。

ここに何を持ってい、ここは駅前だから商売とか飲食がいいとか言うところじゃなくて、まず、そういった考え、整備をきちっとして今空き家が非常に多いです。コマーレの周辺、コマーレの横の水路、コマーレの向こう側の玄関のところとか、いろいろ案と話はよく聞くんですが、実際に行動とかなかなか見えないものですから、そういった将来を考えた形で計画をやるべきと思います。その辺の町長の考えをお尋ねしたいと思います。

次に、2番目です。

旧椎田保育園、旧葛城保育園、最近解体されました越路団地、築城中学校横のこれ六反田住宅跡というんですか、それからアグリパーク入口の現在企業は数社ありますが、その周辺の今後の土地利用計画という町の考えはということで。

町有地が解体して、椎田保育園は解体していませんが、その後何に使うのかということとはこれ大きな課題でもあるんで、これについても執行部が役場の中で目的を述べてなかなか示されてなくて、何をせえというのも、そう簡単にこれがいいということが生まれてこない。これも承知の上で分かっています。だから、このどういったのがいいかという会議を持つことがやっぱりないんじゃないかなと思っています。

だから将来、これも先ほど言ったようにやはり少しずつ住宅にするなりこうするなりとかいろいろ案が出て、その最終的に役場の執行部以下職員の中でいろいろ検討された結果、こういったのにやろうという、ここがないんです。そこがないんで、それも税収に向けてやはり少しずつやっぱり税金が入るような、空き地にして草ぼうぼうで草刈り代を作るんじゃなくて、そういったので町有地の利用、これも過去、町長はもう何度も言っていました、住宅でいこうとか、ああとこういう話もいっぱいありましたけども、そういったのもそのままです。

ここ言った中で、先ほど椎田保育園については健康トレーニングジムのなという話も出ました

けども、その話も以前もありました。その前の話もありました。我々はいろんなことを提案していますが。なかなか前に進まない。口癖が、お金が、予算が、それは分かっていますけども、じゃ、金があればやるのかって言うのと黙ってしまうんですね。

だからそういった、やはりまず検討するというのはただですから、そういったことを検討する形で行動を行っていただきたいと思うんですが、ここのところについて考えを町長にお尋ねします。町長、一つずつ全部言いますから頭の中にちょっと整理しておってくださいね。

次に行きたいと思います。

昨年9月議会で防災備蓄倉庫の質問をしたがその必要性を再度問うということで、これまた、こういう書き方になっていますけれども、これは当初、航空博物館ということで基本計画に約2,100万円出して航空博物館、これはもちろん議会も納得した上で全会一致だったと思うんですが通過してこの事業をという形ですが、最終的に予算がつかない、予算がないということで今のところ保留状態とは思いますが、もともとのこの発端は、築城基地の中に名前をちょっと僕いろいろ聞いたんです。参考館というやつですね。

参考館というのがあって、靖国に行って航空博物館とか言って、昔の戦争後の特攻隊の手紙とか日章旗にサインした、闘って散っていった方々のそういった方々たちのものを展示したり、あと戦闘機のモデルとかいろんな装備品を展示したりするのが築城基地の中にも一部あるわけです、小さくあるわけですよ。

議会でもかなり航空博物館等、視察に行きました。それで、あれをメタセの横に航空博物館のような形をやって、基地の参考館を外に出せないかと。なかなか一般の人が中に入ることが困難です。予約して個人で一人で行きたいといってもなかなか入れないと、そういう本来発端が議会ではその辺からだったと記憶しています。

先日9月の質問で、これも航空博物館、なかなか予算がつかないということで、博物館を作ろうと今言っているわけじゃないんですが、あそこには博物館を作るそれなりのメタセがあって博物館があって目的、目標があったわけです。観光から収入からいろんな計画があったことですから、やはりあその周辺には何かしら計画というものを、この2,100万円が無駄に今現在なっていますけども、そういった無駄を取り返すような、諦めずにいろんなことで昨年9月にコロナ禍を迎えて備蓄倉庫、築上町の防災備蓄をする倉庫と航空博物館系、また築城基地の中にある参考館等を踏まえたようなものが考えられないかという形で質問したところ、町長は小山田小学校が倉庫になっていると。

それはたまたま合併して、役場の資料等がああの校舎にあるということで、たまたまコロナ禍の前からマスクがそこにあったということで、今回、最初のコロナの年ですか、マスクを医療関係等にお配りすることができた経緯がありました。一気に急騰したマスクを配ることができてすご

かったなど、県に備蓄がなかったですマスクはたしか全く、築上町はあったわけですが僅かながら。

ただ、あまりあれですけども、空調管理等で置いているわけじゃないんで、多少古いマスクでちょっと匂いつきみたいなのところもありましたけども、そういった形でこの時代の流れによって、この備蓄倉庫というのも検討するのも一つじゃないかということであそこのところに提案をしました。小山田小学校は別に備蓄倉庫にしているわけでも何でもなし、たまたま資料置場みたいなもので、ああいうところに災害時しか鍵を開けないような状況にするよりも、日頃は観光、いろんな形で体験、そこで防災グッズの販売とかできながら災害時にはそこが主に活躍できると。敷地も幸い広いので、いろんな形でも対応ができるんだらうということで提案をしたところで。

最近では、よくオートキャンプというのが物すごくはやっていますね。この辺では平尾台や那珂川市や宇美町、川崎町、あと熊本県、アフターコロナという形で一気にできていくんですが、最近ではもう高級なホテルのようなキャンプ場、宿泊も非常にちょっと金額も張るところですが、本来のオートキャンプ的なそういった形で、そういった施設とまたメタセアの周辺でそういうことはできないかと。本当は寒田牧の原キャンプ場もオートキャンプの一部ということで、今回予算に200万円ほどついてやっていますけども、そこがどうのじゃなくて、この場合は防衛省の土地ですから、仮に町がこの範囲をちょっと防衛省と話をしてできるかという借りるわけですよ。

そういうキャンプをやるのも今非常に様々な大手の企業がやっていますから、公募してから来てもらえるんじゃないかなとか、ふと思うんですが、そういったまず人が集まり得るような計画、そして防災備蓄という形で、なぜこの地域にそういった話をしたかという、これも9月議会だと思ふ、この京築でやっぱり人口が一番増えたのは行橋で、福岡市近郊で春日とか香椎とか古賀インター付近ですね。人口が増えている市の近隣というのは少しずつ増えてくるわけで、その話をしたと思います。

メタセから先、徳永過ぎて向こうに行けば、もう左がみやこ町、右が行橋になるわけですが、その先がもう泉地区、行橋の泉地区というのは非常に人口が増えて、今圃場整備した土地を田んぼどうかできないかというやりたいぐらいの勢いで来ています。泉小学校は1,000人を生徒数は超えています。そういう中で築上町も土地の単価からすれば一気に格段と下がるわけです。そういったことで行橋に住みたいけど、築上町にという声もゼロではないんです。大手住宅メーカーのうちほとんどのメーカーが行橋止まりです。豊前まで考えてくれている大手の住宅メーカーが3社あるんです。築上町、豊前までをいろいろと住宅、そういったのを踏まえて3社を大事に考えれば計画的にすれば築上町も人口増という形で住宅を増やしていける。

そういった意味から、今メタセはあそこはドル箱というよりも野菜で盛り上げております。そういったところから近づいて、築城地区方面から別府辺りに何らかの形で土地がまだ空いていま

すから、そういったのでは一つの起爆剤になるんじゃないかと思います。防災グッズ安心・安全の町の緊急備蓄倉庫があるんだということも、一つの売りとして災害がなければいいことなんですけど、そういった思いも一つあっていいんではなからうかということで質問をしております。

これは我々が今言ったように、先ほど町長が言われたビジョンと同じなんです。未来像を描いているわけです。それを全部正しいとは言いません。皆さんの中で検討できるかどうかということを考えてください。

次に、4番目。

新庁舎完成後の状況、もうほぼ99%完成していますよね。敷地内スーパー誘致を考えた。これは買い物困窮者という形で築城、椎田地区の人たちも買い物がなかなかできない。コンビニがスーパー、コンビニで買うのが正しいとは僕は思っておりません。定価販売で非常に全て商品は揃っていますね。やはり単価的に安いスーパーに行きたいという形の中で、やはり今回この庁舎は防災を備えた災害に備えた、地域の人たちが一階フロアに寄り添える庁舎になりましたので、敷地の中に小型のスーパーみたいな、ここで言えばコスモクラスぐらいの、ちょっとあれよりも少し一回り小さいぐらいになるかもしれませんが、そういったぐらいの形ができないかということで、町長が答弁的には完成してからちょっと前向きに考えようと。実際、公募して来てくれればの話なんですけど、そういった考えを町長が今も変わってないか、ちょっとその辺をお尋ねしたいと思います。

まず、こんなこと言うようにしたかっていうと、町内運行バスが全部駅や本庁、支所等に行くわけですよ。そのバスに乗ってきて役場まで来れば、スーパーで買い物ができる。今、役場に来てふれあいに行っていますが、これも、ふれあいも越路のほうに移転しますし、役場、あと椎田病院辺りぐらいから、大体皆さん郵便局、ルミエール、歩いて行くわけなんです。郵便局、銀行、それからルミエール、そしてルミからタクシーで帰る。行きはどうかバスで、また後帰ってバスで帰る方もいるでしょうけど、そういった形で別に敷地内にこだわっているわけではないですが、コマーレ周辺で検討の材料も一つあると思いますけど、そういうことができる。これは今ないんですよ、築城地区も椎田地区も。

この1か所作るのが僕は本当に大事と思っています。1か所できたら次、2か所3か所ぐらい展開できるんです。これはもう僕らのこの地域、過疎地域からすれば行政の要望が高くないと企業もなかなか来てくれません。ですから、そういったところで町長、ぜひ前向きにということで、完成したらいろいろ考えようということでしたので、その辺の考えも、またお尋ねしたいと思います。

次に、小中学校の明確な方向性に再度問うということでしたが、今回、資料ももらって小中学校の小中一貫校という形で、そういう話知らなかったものですから、こういった話をまた問うと

いう形ではよかったなということで、たまたまなんですけど、5月の28日です。築上町総合教育会議というのに傍聴に行くことがありまして、そこで初めて小中一貫校という形を聞きました。

その傍聴のときに現教育委員会のメンバーの方たちが、非常にすばらしいと、ぜひこの計画をぜひやっていただきたいと。確かに以前、築城中学校のときと教育委員のメンバーは変わるんですが、そういうことを言う人はいなかったんですよ、実は。教育長も代わられて新しくなったんですが、ちょっと椅子からずりこけそうなところもあったんですが、でもこの今の構想で採択されたという形で、これも時代の流れかなということでしたので、その傍聴の席ではこの総合教育会議のメンバー、たしか一人ずつ全員回ったような気がするんですが、全員が全員、ぜひこれは実行やってほしいと。今からだということで町長も挨拶されていました。そこで町長が初めて、ビジョンを立てるということで傍聴していました。

7日の質疑で、町長はそのビジョンを立てるという形で、教育課長は人口減少に伴い、このような文科省の「新しい時代の学びの環境整備、先導的開発事業」というのに公募し、2番目に採択された。点数が2番目によかったということなんですけど。

私たちもこの小中一貫校もしくは築城が小中、もともと小中一貫校の前に築上町全体的に小中の連携という形でやってきておりました。でも椎田地区につきましては町長も公約だ何だという形で、なかなか10人切るまでという形のことで前向きに進まず、これ私たちがこの先導型何とかではないですが、この構想に近い話をしていたのが約10年前なんで、10年遅れ、遅れという失礼になるんですが、10年後の今これは時代の流れということやってきたんですが、この学校というのは僕去年も一昨年も、ほぼ毎日一回はやってきているつもりなんですけど。

今回、この公募したのも町長名で公募してやっていますから、やはり町長は今回ビジョンを立てるという話をしましたが、その前に本当にビジョンを立てるなら、その意気込みとして今まで言ってきた考えを一変したんだと。今までは公約的に10人以下とか小規模校が非常に地域に大事なんだという話がありましたけども、それを一変して新しい時代のこのGIGAスクール構想とかいろいろ書いていますけども、そういったのに方向転換しますという、そのビジョンを立てる前の町長のこのビジョンに対しての意気込みを切り替わった意気込みの町長の発言がどうしてもないと、今現在、八津田小学校を作っていますから、椎田地区は小中一貫で八津田小学校も小学校、椎田地区なんです。

こういった形で今変わったことが悪いわけじゃなくて、変わるというのはこれは時代の流れであって、でも変わったことによったことを最初に明確にしておかんと、築上町全部を築城地区も含めてどんどん人口も減るでしょう。環境も変わってくるんです。中学校2つ要るのかとかという話になるでしょう、八津田小学校はどうするんかということも、これは進めれば進めるほどそういう話も出てきます。

ですから、椎田地区は例えば小中一貫を目指し、八津田小学校の位置づけも考えて築城地区も生徒数が、これ以外と築城地区のほうが人口どんどん生徒数が減っているわけなんです、著しく減少の場合は築城、椎田全体の考えとしてこういうふうに考えていますというところから、今回のこの椎田地区の小中一貫校のビジョンに入っていないと、不安だらけになってしまいます。こっちもやっている、こっちもやっている全体的にはまだ考えていないというわけじゃなくて、大まかなところを考えて、決して無計画と言われぬようにやっていただいている。

ですから、町長にはこのビジョンというのは、これはこの先導型の協議会の中で考えていくと思うんですが、町長以下執行部、もちろん教育長も入っていますけど、このビジョンというのは執行部と町職員、教育課に限らず全職員で考えていただきたい、このビジョンだけは。

そのビジョンを椎田学びの学園小中地域コミュニティー一体型設置検討協議会というのを作らしいんですが、その中に有識者から教育委員会、校区区長代表、小中学校の校長とPTA十数名の協議会なんですが、まずこのビジョンというのは町長、執行部、そして全職員で考えて若い職員たちの考えも取り入れておく。これは教育課に限らず、その方向性を作らないとこの協議会にかけたらもうひっちゃんがつちゃん、築城中学校を建替え委員会と同じようになってしまうので、そこはぜひ町長にやっていただきたい。町長が全部考えるんじゃなくて全職員で考えると。

この小中学校というのは町の命綱なんです。やっぱり子どもを育てる人たちが学校にいないと町はもう衰退してしまいますから、ここが一番大事なところなんです。

教育長に今度お尋ねなんです、教育長にはこの今の計画でGIGAスクールという形になっています。今、築城中学校、築城地区、椎田地区、今現在でもこのGIGAスクールというこの内容、町長、GIGAスクール御存じでしょうけど、GIGAスクールという形で全体的にこの椎田地区は小中一貫校を目指すならば、今全小中学校築上町全体の、GIGAスクール構想というのを取り入れて今からやるべきじゃないかと思う。

これ、いろいろGIGAの中で課題がたくさんあるんですけども、どちらかと言えば先生の負担を軽減という形で出てきます。もう恐らくICT、要するにデジタル、デジタルを使った管理体制という形で、子どもたちのひきこもり等の遠隔授業、あと災害時の対応とか全小中学校は今、Wi-Fiつけて何とかあれでしたけど、そこまでできていますので、そういったタブレットの貸出しとかルーターとかいうのも、これ近隣でもやっています。うちはちょっとそこまで僕聞いていないので分からないんですけど、そういった形で今現在からGIGAスクールに向けての形で、町長、昔、今はWi-Fiといいますけど、昔ISDNとLEDごっちゃになったことありましたよね。今はWi-Fiということで、町長もWi-Fi、Wi-Fiということを言われたんで、この5Gとか4Gとかあります。

このGIGAスクール僕も分からんところがいっぱいありますけど、そういったものが一気に

来ているのは感じてほしいし、恐らく感じていると思うんです。そういった形で、今からそういうGIGAスクール構想、そういったのを教育長にどのように考えているかを、後ほど答えていただきたいと思います。

それから、次、最後ですね。

コミュニティバスのシャトル計画はということで、これも町内運行バス、これも皆さん地域の方もうちの前まで来てほしいとか、いろんなことをいろいろあります。やっぱりコミュニティバスですから、やはり皆さんの手のかゆいところに届くような対応をすることはできないかということで、難しく言うんです、役場が。運輸省がとか、もちろん許可の関係はあるでしょう。

コミュニティバスの委員会のメンバーを見たら、あれはタクシー協会の組織づくりと全く同じ構想で作ってあって、実際に路線を変えたり、こうしたりこうしたりとかいうことは、その中におる担当課の職員、名前一人、二人は入っていますが、その担当課が考えているのが現実ではないでしょうか。担当課が事務局をして、担当課が運輸省に行ってこうできるかああできるか、全くその中には入っていないタクシー運転手たちは、許可が下りたらこう走ってくださいというようなもので、あのタクシー協会とかトラック協会の組織づくりなんです。あれ何でああなったのかなというのが不思議でならないんですが。だから、実際には町民の意見、私たちの一般質問から来た話も全部職員のところで考えて、一番の課題は道路許可の使用の関係とかいろいろあるんでしょうけども。

それで今は1社の業者に委託しております。今後、やはりGIGAスクールとしてスクールバス等の計画もすれば、これも時代の流れです。一般公募をしてタクシー会社じゃないとできないわけでもないし、運送屋もあれば民間でやる意欲のあるところも一般公募で精査して検討していてもいいんじゃないかなと。ここにかなりの予算がかかってきますから、そういったことで、今1社独占という言い方になってしまいますんですが、そこだけの話しか聞けていないのも事実ですよ。

ですから、一般公募的な考えも前向きにしながら、そしてこのシャトル計画、これ以前言いましたけど、これは僕いろんなところをしゃべって、去年の6月ぐらい質問をしたと思うんですが、あれ見て、あれいいね、あれいつあれせんのかねという声があったんで、ちょっともう一回言いたいんですけど、今、築上町の寒田から上ノ河内までの6つの谷をずっとバスが運行しています。そして町の中も入っています。駅や役場、ルミエール辺りの近くにバスを止めての運行をしていますが、これ全部上から下りてくる流れの中の一環です。

僕が前回質問をしたのが、例えば、考えるのは役場でやってほしいんですが、椎田駅、本庁、ルミエール、コスモス、次が築城駅、そしてメタセ、この間をずっと朝から夕方までシャトルしたらどうかということなんです。そうしたら築城町周辺、椎田町周辺の人たちは、日ごろこのバ

スに乗らないんですよ。小山田から下りてくるバスとか別に乗る必要がないんで。ただ、買い物に行けないという形で、これをずっとシャトルでやったら長くかかっても30分、要するにメタセに行って30分買い物をして、30分後のまたバスが来る。それ乗り過ごしたら待っても30分なんです。なかなかスーパーに行けない、これも町長にちらっと言ったんですけど、そういったシャトルバスを出せんのかと。

そこで、最初に言ったこれからこういうバス等の必要性が非常に高くなるので、やはり、できる民間の力も借りれないかという形で、そういう課題に入っていけばいいんじゃないかなと思って、この質問をしています。

これ結構、自慢話ではないんですが、「あれいいよね」って言ってくれる人結構おるんですよ。「スーパーもぜひ欲しいね」って、今やっぱり皆さん、このスーパーとか買い物について、ある人は、コンビニがあるからいいじゃないかとか、コンビニがあってできてよかったよねとかいうけど、これは正しいと思ったら大間違いであって、そうじゃなくてそれで満足したら、もうこの町はそれ以上、人口の増えるとか、居住、移住とかいう話が消えてしまうんで、そういったところの誤解がないように。

ちょっと時間が過ぎましたので、まとめて回答をいただきたいと思います。

議長、あれでしたら回答は午後からでも結構ですけど。

○議長（武道 修司君） ちょっと飛んではいけないので、このままお昼になりましたけど続けていきたいと思いますので、回答のほうよろしく願いいたします。

新川町長。

○町長（新川 久三君） 回答はもう簡単にさせていただきます。

長々と質問でございましたけど、もう何を聞かれているのかちょっと理解に苦しむところもございましたけれども、一応、質問要旨で今後の発展に向けての振り返りという形の中で、椎田駅前周辺整備後の考え方についてということでございますが、これは町のマスタープランに基づいて着々と進めていくというふうな形になりますし、あと、活性化については、あと町が舞台づくり、あとは商工会、それからいろんなそれぞれ事業をする方々が舞台に乗ってもらわんといかんという形になります。

そして、まだ舞台づくりが一応、北側だけしかできておりませんので、今後は出来上がったなら南北を結ぶ跨線橋を作りながら、エレベーターを設置していくと。それをやっぱり実行しながら利便性を図っていくという形にしないといけないだろうと、このように考えています。

そして、また椎田駅だけではなく、築城駅もそういう一つの考え方でエレベーター設置等々やっていく必要があるだろうということでございますので、そういうことで、一応駅前の整備後の考え方という形には、今後まだ、一応、活性化のためにはいろんなインフラ整備が必要であろうと、

このように考えているところでございます。

あとは、一応、活性化という形の中で、これはもう誘引をしながら商工課当たりと協働しながら、一応、商業者が居着くような形のものを作っていくという形になろうかと思えます。

それから、2番目の質問で、旧椎田保育園、旧葛城保育園、越路団地、六反田住宅跡、アグリパーク入り口の企業周辺等の町有地の利用計画の考え方ということで、基本は一応、全部建物を取り壊せば、売却の方向でいくということで、一番古いのが六反田の住宅跡、これが本来なら区画整理をやって売却する予定でございましたけれど、中学校の建設がございましたので、一応、資材置き場等々で利用してもらったということでございますが、今後は団地に向けて売却していくと、こういう形でいきたいと思えます。

それから、基本的には今、越路団地も壊しましたので、これも売却。アグリパークの入り口の企業周辺等の町有地、これについては現在土砂置き場、それから災害時の廃材が出た場合の置き場という形になれば、この土地の確保も必要ですので、これはちょっとそのまま確保しておこうかと。

そして、葛城保育園、これはやっぱり基本的に今、地域が使わせてほしいということで更地にしていますので、地域が使っておるけども、売却可能となれば地域のほうに断りを入れながら売却すると。

旧椎田保育園は現在、建物は建っておりますけれども、有効に使えないかという案も考えておりましたけれども、耐用年数等々もう古いということもございまして。一応、椎田地区の老人会から貸してもらえないかという話もあつておりましたけれども、もうお断りをしておると。今回の運動器具の分もちょっと考えたけど、まだまだちょっと無理かなあという話もありますので、運動器具についてはほかの場所に一応詮索しないといかんかなあと、このように考えておりますので、壊した後はもう売却ということでいきたいと、このように考えているところでございます。

それから、3番目の防災備蓄倉庫の質問でございましてけれども、必要性と。これは当然必要でございまして、まあ、防衛省の予算がつけばこれはまたやぶさかではないんですけど、最近、B&Gから一応この予算を若干もらいました。一応、B&Gのあれで災害ということで、築上町のほうに白羽の矢が立って、ぜひ築上町のほうに事業採択してもらいたいということで、優先的に事業をもらって小型のバックホーを1台いただいて、そして小さな車庫と倉庫を兼ねた建物を建てていいと、こういうふうなことで、一応今、内示をいただいておりますので、これはこれで。さらに足りなければ、増設もやぶさかではございません。

それから、新庁舎の完成後の敷地内のスーパー誘致をということでございましてけれども、熱心的にそういう業者が出てくれば、それは当然、敷地の具合を検討しながらつくってもらっても、それと農協のふれあいが今度なくなって、椎田、築城のふれあいが統合されて、越路の交差点の

ところにできるというような形になれば、まあ、非常にやっぱり今までは役場に来て買い物をして帰るといった人もございましたけれども。

そして、あとはこの地域の皆さんがふれあいを多く利用しておるといった形もございますので、一応、検討をしながらやっていくという、これも商工会との協議も必要でございますので、商工会と話をしながら、町内の業者の圧迫にならないような形でやっていくという必要もございましょうし、基本的にはそういう業者が名乗りを上げてくれば、一応、協議をしながら、そして最終的には公募もやっていかなければいかんかなあと考えておりますので、一応そういうことで回答をしておきます。

それから、先ほど小中学校の明確な方向性ということで、新しい事業でビジョンづくりと、当然、町長方向転換をしたのかという形になりますけど、基本は方向転換はしておりませんが、基本的には、しかし現実問題として地域の皆さんがどう考えるかということで、教育委員会と一緒にビジョンを作って、このビジョンだったらどうでしょうかということで、地域の意見を聞きながら賛同、理解を得た上でこのビジョンの実行という形にしていきたいと思います、このように考えているところでございます。

それから、コミュニティバスのシャトル計画、これも予算的には一応必要になってきますので検討していく。ただし、今のコミュニティバス、空の運行状態も多いようでございますし、街中の人から見れば、空気を運んで金を払っていると、こういう状況もあるという批判もいただいております。さりとて、一応、役場から遠い地域については、やはり交通手段がないというふうなことで、何らかの高齢者向けの交通手段は確保しなければいけないというようなことで、特に病院通い等々、それから役場に用事のある方、そういう人たちのためには利便性を図る必要があるというようなことから、一応、現状は守りながら懸案の横の路線、縦の路線は今あるので横の路線の追加が可能であれば、それは当然、あつてないに越したことはないんですけど、そのところで利用客がどうなるかというのも勘案しながらやっていこうということで、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

以上が、私の回答でございます。あとは教育長から。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会、久保でございます。

塩田議員お尋ねの小中学校の明確な方向性ということでございますが、本町におきましても児童生徒数の減少に伴いまして、教育委員会では定例会や総合教育会議におきまして、築上町の今後の小中学校の在り方について検討・協議をいたしました。

具体的には、椎田中学校区は椎田小、椎田中の施設併設型の一貫校といたしまして、葛城小、西角田小、小原小につきましては一貫校と交流しながら存続・統合を検討していこうということ

にしております。八津田小学校につきましては、将来的に椎田中学校区の小学校が全て統合した場合には、小規模特認校として存続するという形を考えております。また、築城中学校区は築城小、築城中の施設分離型の一貫校として下城井小、上城井小は一貫校と交流しながら統合・存続を検討することと今、考えておるところでございます。

その際に、塩田議員の御質問にもありましたGIGAスクール構想を展開させていきたいと思っております、この交流に。それは、今現在、教職員には統合型ホーム支援システムを、そして児童には1人1台タブレットを整備しているところでございます。

このことによりまして、10校の学校がデータ共有をすることが可能になってきております。また、グーグルミート等を活用することで、遠隔授業等も今できるような状況になってきております。1人1台タブレットは、各家庭に持ち帰りまして、家庭のWi-Fi環境等を確認するという作業をいたしまして、家庭のほうで十分に環境が整っていない場合は、教育委員会のほうでルーターを貸し出せるように200台のルーターを準備しているところでございます。

実際に、このグーグルミートを使いまして、昨日は私と10校の学校がつながりまして研修会を行いました、非常にいい研修ができたように思っております。このように離れていても遠隔授業ができるというこの良さを生かしながら、今後の学校の在り方を考えていく際には、十分にこのGIGAスクール構想を生かしていきたいというふうに思っております。

今回、文部科学省の「新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業」に公募したところ、採択されましたので、今後は文部科学省と協議、そして支援を受けながら協議会を設置し、新しい時代の学びに対応した公民館的機能を併せ持つ施設環境を具体化する基本計画を策定するとともに、新しい時代にふさわしい教育を創造してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） ありがとうございます。もうそう答えるものは何もないんですが、小中学校の関係について、町長が先ほど地域の皆さんがどう思うかということで、そのビジョンを立てられた地域に出したときに、町長の築上町全体的な小中学校の在り方を説明できないと、また紛糾してしまいます。でも今、教育長の話聞いて安心しました。やっぱり教育長のほうがそこら辺は違うんで、話を聞いて安心しました。

職員の方にも補足があれば聞きたかったところですが、もう時間の関係もありますし、町長が先ほど駅前話から舞台づくりと言いましたので、団体、商工会等を含めていろんな形で今答弁いただいたのを、町長の今の答弁をちゃんと尊重してもらって、逆に職員側のほうから町長に提案を、ぜひ上げていただけないでしょうか。町長が言ったことを生半可に聞くんじゃなくて、本会議場で言った言葉が、うそになるわけではいけませんから職員側のほうから、町長、こう言っ

たのでこういった検討でやりましょうかと、職員側からぜひ町長のほうに政策課題を上げていただけるような形でやっていただけたらと思います。

私の質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

.....

○議長（武道 修司君） それでは、これで午前中の質問を終わります。

再開は午後1時15分からといたします。お疲れさまでした。

午後0時20分休憩

.....

午後1時15分再開

○議長（武道 修司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の続きです。

次に、4番目に、7番、宗晶子議員。宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 7番、宗晶子でございます。通告に基づきまして質問いたします。よろしく願いいたします。

では、1つ目から。令和2年、2年度2件発生職員の停職及び減給処分についてということで通告させていただきました。

まず、質問の前、申し上げたいことがございます。令和2年度に発生した2件の不祥事は、係長、課長補佐、課長の処分は完了しており、責任は既に果たしています。私が本日議論したいのは個人の責任追及ではなく、町組織全体の在り方を問い、同じような不祥事を二度と繰り返さないために事実を、事実を明らかにしたい、その上で改善策を考えてほしいというのが目的です。

2件の不祥事がございましたが、質問の中では、令和2年7月17日に発表されたものを1件目の事件、令和3年3月25日に発表されたものを2件目の事件と申し上げますので、どうかよろしく願いいたします。

まず、1件目の事件について。

町が発表した係長の処分理由は、当該職員は、令和元年度福岡県補助事業に関し、自身の職務怠慢により、委託事業者への支払いを怠っていたにもかかわらず、支払いが行われたように偽造した書類を作成し、実績報告書を県へ提出したことによる公文書偽造及び虚偽報告です。

1件の事件は、結果として、当該係長が支払いを怠った上に公文書偽造を行ってしまったことが最悪の事態を招きました。しかし、大事なことは、なぜ支払いを怠り、公文書偽造までせねばならない事態に追い込まれたかということでございます。この件は、令和2年8月6日に、町長の冒頭挨拶及び9月3日、議会全員協議会にて御説明頂きました。

その内容は、複数の相手方、事業者様への複数の相手方への支払いをしていなかったこと。そして90万円ほどの業務委託事業は契約書すら交わされていない、未契約のまま事業を執行したということです。このことは、私が8月31日に情報開示請求しました支払命令書に添付されたフットバス事業の完了認定伺書に明記してございます。契約書を交わさないまま事業を執行することは、公金を執行する行政としてはあってはなりません。

さらに、契約と同時に作成せねばならないとされている支出負担行為書という書類を当該係長が作成しなかったとされています。このことは、町長自らが8月6日の臨時議会冒頭で、支出負担行為さえされていないというふうなことでと説明してくださいました。

では、支出負担行為とは何でしょうかを説明したいと思います。

私は、事業後に町が相手先にお金を払うための伝票と解釈しています。でも、ただの伝票ではなく、とても大切な書類です。町の例規には築上町財務規則があり、第39条に、課等の長は、所属する歳出予算を執行しようとするときは、その内容、予定金額、時期、方法を明らかにした支出負担行為を作成し、決裁を受けなければならないと書いてあります。つまり、支出負担行為は、課長が作成せねばならないと定めているのです。もちろん、担当職員や係長が課長の命令で実務を担っているとは思いますが、支出負担行為の作成は課長の責務であるということが分かります。

では、いつ支出負担行為を作成するのでしょうか。

条文に、「予算を執行するときは」と書いています。町が契約を締結したときとや補助金の交付決定時となると思います。交付金を使うときの一番初めの、先ほど申し上げたように大事なお仕事なんです。

では、事件に戻ります。

1件目の事件の約90万円の業務委託事業は、相手方との契約書がなかったがために支出負担行為を作成することもできませんでした。これが1件目の事件の大きな要因であると考えます。

では、2件目の事件です。

2件目の事件については、今日まで町からの説明の機会がなかったので後ほど担当課長に答弁を求めたいと思いますが、その前提として、本事業の根拠となる築上町原材料等支給要綱を説明します。

この事業は、生活環境の改善と農業の振興を図るため、生活関連道路の維持補修または農業施設の改良及び補修について、地元関係者がその労力で整備する場合において、町長が公益上必要であると認めたときに予算額の範囲内において、原材料、重機、その他の機材借上げ料を支給するとされています。私の住む自治会でもよく活用させていただいている大変ありがたい事業でございます。もちろん、自治会が申請しているところが多いようですが、限度額は施行箇所1か所

につき50万円以内、申請書には自治会長の印鑑と申請者の印鑑が必要であります。ここにありますがけれども、こことここ、必要でございます。

この事業の流れは、要綱によりますと、自治会などこの事業を実施しようとする者は、原材料、支給、申請書を町長に提出します。この用紙です。この申請書には、位置図、現況写真、見積書を添付してくださいと書いています。この見積書というのは、自治会が指定された業者様が作成した見積書になります。必ず町長宛て、見積書は町長宛てに作成しなければなりませんうちの自治会でも言われてまいりました。町長が申請書と添付書類を受理したときは、担当課が現地調査を行い、原材料の支給の可否及び内容を決定します。要綱には町長はと書いていますが、実務を担うのは担当課。担当課内でこの支給決定をしていいのかどうかということを審査します。審査より支給決定をしたときは、原材料等支給決定通知書を自治会に交付します。こちらの紙になりますね。要綱に、例規集にちゃんとついていました。ここまでは要綱に明記されているんですけども、これが交付された後、この先の役場内でのお仕事は要綱を読むだけでは分かんないので、神崎担当課長より説明を受けました。

まず、この申請書を課内で決裁。そして担当課長は、先ほど申し上げた財務規則第39条に基づいて支出負担行為を作成し、決裁を受けます。町は自治会にこの通知書、原材料等支給通知書を交付後、自治会が指定した業者様に原材料を発注します。

一方、原材料支給通知書を受け取った自治会には、業者さんから原材料が届けられます。自治会の皆さんは自分たちのマンパワーで整備事業を実施します。そして作業が完了しましたら、速やかに原材料と支給完了報告書を提出しなければなりません。こちらに。これも要綱にちゃんとついていました。完了報告書を受け取った担当課は内容を確認して業者さんに支払いを行う。

以上が、原材料等支給交付要綱に基づく事務の流れだと思います。

2件目の事件を報道によると、令和2年9月から令和3年2月までの間に町が業者から購入した災害復旧などに関わる原材料代38件、約1,136万円の支払いを30日以上遅延したと報道されています。ここまでは私の分かっていることです。

それでは、担当課長に2点、まず伺います。

先ほど申し上げた要綱及び予算執行事務の中で、1点目、どの時点で事務が滞っていたのか。そして2点目、どうやって発覚したのか。

以上、2点の説明を求めたいと思います。

○議長（武道 修司君） 神崎建設課長。

○建設課長（神崎 秀一君） 建設課、神崎でございます。

今回の原材料支給に関する件についてでございますが、議員おっしゃられたように、まず自治会等からの申請に基づき支給可否を判断の上、町が支給の決定を行い、申請者が業者に材料の支

給等を依頼するという流れになっております。今回は、この最初の時点の申請書の書類が滞っておりまして、書類が回っておりませんでした。毎月課内会議等を行っておりまして各係の業務の進捗状況等を確認しておりますが、その中で現場が進んでいるのに対して書類が回っていないことが分かったため、発覚したものでございます。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**7番 宗 晶子君**） 正直にお答えくださってありがとうございます。今のお話だと、申請書は出ていたか出ていないか分からないけれども、どこか、多分、処分された課長補佐のところでございますけれども、そこでストップしていたということが分かりました。そして課は、現場が進んでいたことは分かっていたということも分かりました。

では、重ねて3点、今答えていただいたので2件でいいです。課長は、現場が進んでいるのに事務が滞っているのが分かっていたということ。そのとき、当該課長補佐には声かけをしたのかということと、あとは本事業では原材料の売買契約書、この要綱から申しますと、町と業者さんが売買契約を結ぶことになると思います。その際、契約書が存在するのでしょうか。御回答をお願いいたします。

○議長（**武道 修司君**） 神崎建設課長。

○建設課長（**神崎 秀一君**） 建設課、神崎でございます。

本人に対しては、そのまま毎月進捗状況等を確認しておりました。本人からは今やっていますなど発言がございました。担当件数が多いなら係内で振り分けるようにとの指示をしておりましたが、自分でできるという返事があったため、最後まで事務を完結させる責任もあると考えて任せておりました。

契約書があるかということですが、契約書はございません。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**7番 宗 晶子君**） こちらの正直に答えてくださってありがとうございます。やはり、皆さんお聞きになったとおりにあってはならないことが起きてしまった。いつも町長もそうおっしゃいますけれども、はい。今やっています、声をかけたけど、今やっていますというのは1件目の事件ととても似通っていると思います。そして契約書の件、こちらに関しては担当課長とかなりやり取りをいたしましたので、この場でオープンにするのは控えますが、不適切なところはしっかりと事務改善を求めたいと思います。

さらに今回、いろいろ条例を読ませていただきました。財務規則とか要綱とか、ほかの課の補助金要綱とかも確認いたしました。そしたら、ちょっと様式がばらばらで大変見にくいなと感じ

たのは事実でございます。よかったら、併せて総務課、財政課の皆様全体でその要綱自体についてもしっかりと整合性とか見直していただけるとありがたいなと思います。特に原材料支給要項に関しては、ほかの要綱、条例と整合性が見られなかった点がすごく問題だと感じましたので、見直しを求めたいと思います。後ほど町長には、最後に御意見賜りたいと思います。

では、再発防止策について、①番の。お尋ねしたいと思います。

1件目の事件は9月3日の議会全員協議会での質疑で、当該係長と委託事業者の信頼が厚く、うやむやのまま事業を遂行してしまった。つまり、未契約で事業をしたとのことでした。支出負担行為の作成漏れにはなぜ気がつかなかったのか、私、そのとき尋ねたんですけども、回答は、担当者が作成しなければならないと回答がありました。このやり取りからも担当課長さんの財務規則39条の理解不足がよく分かります。再発防止策として、担当課長は、そのとき再発防止策として、事業の伺い、契約、支出負担行為の3セットがどれも漏れないようシステム構築と研修を行うと回答しました。このやり取りは、議会全員協議会のときに質疑内容を私、ちゃんとメモしたんですね。そのときの記録がここにあります。前回、全員協議会で配付された資料にも再発防止の取組みについてということで、ここの辺りに、職員研修の実施などと対応策を強化と書いています。

では、ここで担当課長に尋ねます。

このとき、全員協議会のとき、再発防止策として提案された対応策となるシステム構築と研修はどのようなことになるのでしょうか。御回答をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

研修の関係なんですけれども、今回の件を受けまして、外部講師を招いて研修を計画を行おうと考えておりましたけれども、コロナの、コロナ禍の関係で講師のほうは招聘できないということで研修等の分は行っておりません。財務に係るシステムに関しては、企画財政課長のほうから答弁させていただきます。

○議長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。

予算のチェック、システムについてでございますけれども、全員協議会でも御説明しましたが、予算の執行の額をチェックするものでございまして、款項目節ごとに予算額と執行額を比較しまして、年内の12月に執行率が50%未満のものについて、その原因を担当課のほうから文書で報告を求めています。そして3月にはハードルを上げまして70%未満のもの、そして出納閉鎖終了前の5月に執行率が80%未満のものというように時期によってハードルを上げて提出を求めています。この分につきましては、令和2年の12月から実施をいたしました。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 次質問まで答えてくださってありがとうございます。

この問題になった事件のもとになる予算というのを令和2年8月の臨時会第60号で私ども議員が可決した予算だと思います。予算執行状況表を定期的にチェックしてくださった、そして70%、80%ということで考えてくださったんですけれども、臨時議会までして可決した災害復旧のための緊急の予算ということで、やっぱり私ども議員可決したんです。この予算の執行率というのは、財政課長が思っているように執行されていたんでしょうか。その点、お答えいただけますか。

○議長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。

その点につきましては、平成2年度の12月からスタートさせておりますけれども、この12月でスタート、提出を求めましたところ、この原材料支給については実はちょっと、報告がちょっと漏れておりました。その分が、報告担当課のほうで報告を漏らしておりました。その分について、財政課のほうで、企画財政課のほうで把握するところではございましたが、ちょっと漏らしておりましたので、この点につきましては3月、次回の3月から改善しまして、その全部が出されているかを各担当課長が全部チェックするというふうにしております。この分が発覚しましたので、そういうふうには改善を取らせてもらったところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 課長、令和2年度やね。平成と言ったので。宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 企画財政課長も正直に答えてくださったこと、本当に御礼申し上げます。もう私も起きてしまったことは仕方ないと思うんですよね。どう改善するかなので。そうすると建設課長の責任をまたちょっと、追及しないと言いつつ言っていること自体もう追及していると思いますので、だけどそれがやりたいわけじゃないということは御理解ください。

では、御答弁を聞いたところで8月以降対策に取り組んだことは評価したいと思ったんですけど、外部講師が来てやって意味があるのかなとも思うし、予算執行状況のほうについては今回もまた漏れがあったということで、それを、漏れをどうにかするために、カバーするために考えたということは評価したいと思います。よろしく申し上げます。

だから再発防止策は功を奏さなかったということ、残念だけど。だから2回も事件が起こってしまった、それも似たような案件。両方の事件に共通していることは、支出負担行為を作成していないということです。1件目の事件で9月3日に、私が支出負担行為を作成しなかったことに気がつかなかったんですかとお尋ねしたんです。そしたら、担当課長は当該係長に伝えたと。執

行率が進んでいなかったから当該係長にそれを伝えたところ、はい、すぐやりますと係長が答えた、回答していなかったけど、実施していなかった。未契約だったことは、当該係長と未契約であった業務委託事業者の信頼が厚かったと、だから契約書がうやむやのまま業務を遂行してしまったとおっしゃいました。これは信頼ではなくなれ合いです。

先ほど最初に、神崎が答弁してくださいました。事業が支出負担行為もないのに進んでいることは分かっていた、担当者には声をかけた、みんなでやるよと言った。でも、やることはそういうことではないんです。担当課長は、支出負担行為の起票の支出負担行為を作成する責任があると財務規則に書いてあるんだから、課長は担当者が命令に従わなければ担当を変えるもしくは担当者から仕事を取り上げてでも課長自身が作成すべきなんです。声かけしたのだけは言い訳にはならないと思います。

この2つの非違行為というんですね、懲罰規則をちょっと、懲戒規則を見たら、非違行為と書いていました。非違行為は、担当者の職務怠慢により支払いが滞ったということですが、それだけではありません。財務規則第39条の予算を執行するとき、つまり、公金で事業をするときに絶対にせねばならない事務をしなかった。それは、財務規則違反であり、地方自治法232条の3には、支出負担行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないと書いてあります。なので、法令違反になります。その重要さをお伝えした上で、最後にこの質問について、町長の見解を賜りたいと思います。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 全てが私が監督できればいいけど、そういうわけにはいかないということで、職員は課長、係長ずっといろいろとあって、そこでチェックするのが当たり前でございますし、そういうことで、一応こういう事件があったときに、私は、一応、月1回職員連絡会というのをして、いろんな訓示をいたしておるところでございます。そういうときに、自分たちはこういうことが起こらないようにこういう形をやっていたよということで、1か月の懸案事項、それから1週間の懸案事項をノートに記入して、しなければいけないこと、済んだらレ点をはねて済と、そういうふうな段取りでやりなさいというふうなことで一応訓示をしておるけど、なかなかやはりそれが実行できないというのが現状でございます。そして役場に入ったときには、役場のいろはということで支出負担行為とはと。そして支出命令まで起票する一応段取りを財政課のほうでちゃんと指導しているけれど、そのいろはができていないというのは、もう本当に私は役職者でありながら悲しい出来事だと思っておりますし、本当にこのところ、そしてこれができるなければ懲戒処分という一応処分規程あるんで、厳しくやるよということで訓示をしているけれども、これが後を絶たなかったというのがもう現実でございますし、じゃあ、今後どうするかという形になれば、やはり職員の自覚、これがやはり私は一番だと考えております。そういう形の

中で自覚を促すような、やはり我々、町長、副町長、課長という序列の中で、ちゃんとやはりそういう自覚を促して職務を全うするというようなことを、やはりそういう職員づくりをやっているかなきゃいかんだろうと思っておるところでございますし、一番気をつけてもらうのは課長という、実務は課長が気をつけていただくというようなことで常に申しておるんで。そして、この気をつけが足りなければ課長も処分対象になるというふうな一応懲戒基準になっておるところでございますんで、そういうことで、こういうのは徹底しながら再発防止に一応取り組んでいきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） この問題に取り組んでしっかり頑張ると言っているけど、ちょっと空回りしているんじゃないかなと思うわけですよ。また起きてしまったんです。毎月おっしやっているけど。

何が足りないのかなといろいろ考えましたら、私は、職員さんたちが自分たちでつくった、というか、自分たちの条例規則をちゃんと分かっていないということなんですよ。まずそこを見直してほしいというのが私の要望というか、私の提案でございます。はい。もう財務規則からみんなで練りな……、練り直したら駄目、何が書いてあるのかちゃんと把握してほしいと思います。

最後に、職審、職員懲戒規則に基づいて設置してある審査委員会の審議結果についてちょっと疑問を感じているので、それだけ申し上げさせていただきます。

2件の処分内容が、職務怠慢、注意義務違反、虚偽報告です。だけど、公金なのに契約なしに業務を勝手に執行して、さらに支出負担行為を作成しなかったのは法違反になると先ほど申し上げました。

非違行為は、だから、職務怠慢だけじゃなくて法令違反と不適正な事務処理にも該当すると思うだけです。だからこういう発表というのは、ちょっと処分内容というか、非違行為という処分内容を矮小して発表していると思わざるを得ません。審議会は、結果のみでなく原因を検証して審査されたいとしっかりと申し上げて、この質問は終わらせていただきます。

では、次に、支所の利活用にということで質問をさせていただきましたが、すみません。

まず、審議委員会の審査結果及び今後の方針はということで通告しています。審議委員会については、昨年4月から計4回会議があったと前の議会で、総合管理課長が答弁されました。結局、何も決まっていなくて業務が始まってから考えようと、支所の利活用についてということで御答弁があったんですけれども。町長は、1階は図書館、2階は社協に入ってもらって、今社協の返事待ちと、それ令和2年9月の時点ですよ。だから、支所に活用検討委員会というのは何を。例えば、これが令和2年9月議会以降、何をどういうふうに審議していたのかという審議結果を

聞きたんですけれども、今その担当課はどこになるんでしょうかね。担当課長に答弁を求めたいと思います。

○議長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。

令和元年6月に組織しました庁舎、築城支所検討委員会につきましては、令和2年9月までにまた4回会議を開催いたしました。その中で、図書館を整備する案や社会福祉協議会を移転する案も議論してきましたが、成案というまでは至っておりません。

今社会福祉協議会のほうに移転・統合し、築城支所の中に入れていただくということにつきまして、御検討を頂くことを文書にて依頼をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） じゃあ、検討委員会の審議結果も町長の答弁とほぼ同じということでもよろしいですね。はい。よく分かりました。検討委員会は何をやっているんだろうと思ったので、ちょっと聞いてみたいと思いました。

あとちょっと、江本議員の質問についても答弁を求めたいんですが、ちょっと追加して聞きたいんですけれども、委員会で聞きたいと思います。

次の質問、高齢者健康維持のグラウンドゴルフなど、支所敷地内の利活用する住民の要望にどう応えるかということで、これが町長になるんでしょうかね、多分、要望を持って皆さん来てくださったと思うんですけれども、それについてどういうふうにご回答になったのかということをご回答頂きたいと思います。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 築城地区の老人会の役員の方皆さん3名で見えました。そして、今までどおり、一応グラウンドゴルフで使わせてほしいという、これやぶさかでない、だけでも、道具置き場がないから何とかできんかとそういう相談もありましたけど、道具置き場を支所の中にちいう形になれば、いつもの、平日は開いているけれども、祭日はもう閉めますよということでどっかほかの場所をできないかという話もしながら、社協の一応すば一く築城がありますよね。あそこの一角で、外か中になるか分かりません。あそこにちょっとお願いしてみたらとそこまで言って、そしてグラウンド使用は、町が何か事業をやるというときには一応撤退してもらいますけれども、まだ今のところは使って結構ですよと、こういう返答をしております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） ありがとうございます。皆さんの要望を一応聞こうとしてくださ

って、どうにか動いてくださっているということに感謝申し上げたいと思います。

ただあと1点、この点で気になるのが、土曜日の使用について、現状ではできないというふう
に言われたと。それは、今までは守衛さんがいらっしゃったけど、いなくなったからと。ただ、
築城支所の要綱を、規則か要綱か見ましたら、土曜日の使用、会議室は町長の許可が特別に要る
と書いているんですが、外に関しては特に何も制限がないんですよ。結構何でもできるようにな
っているのに何で土曜日使えないのかなと。使えないんだったらきちんと要綱とか整備すべきだ
と思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） まだ今、守衛があったときはいいんですけど、土日、一応そこに申し込
めばいいんですけど、全くいなくなって鍵を全部閉めます、土日は。だから、そういう形で使え
ないですよという話をして倉庫が欲しいという、トイレも。だから、一応ふるさと公園のほうに
トイレはぜひお願いしますと、そこまでの話はしております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。

土日祝日の利用につきましては、空き地、グラウンド部分につきましては、支障ございません
ので使っていただいもらって結構ですというふうに回答しております。ただ、トイレについま
しては宿日直もいませので、そこはトイレは使うわけにはいきませので、道路向って反対の
ふるさと公園のトイレはまだ使用できますので、そちらの方を御使用いただきたいというふう
に伝えております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） ありがとうございます。御答弁賜りまして感謝申し上げます。

では、道具置き場についても一応前向きに検討してくださるということで、もう早急に老人の
健康を守るため、ひいては介護保険料の無駄遣いに、医療費の軽減にもつながると思いますので、
どうかよろしく願いいたします。

最後に、運動器具設置を求める住民の声があるがということで質問をしておりますが、ほぼ江
本議員の御答弁で満足いたしましたし、要望に行かれた方々も町長と住民課長が丁寧に対応頂い
たということで、また、ワクチン接種事業を頑張ってくださいということで御言葉を預かってお
りますので、この場でお伝えしたいと思います。

では、3番目の質問に参りたいと思います。

こちらはすごく長い法案なので、省略して言いたいと思います。

重要土地規制法案について、同案が可決されたら、航空自衛隊築城基地及びナイキ基地の半径1キロに居住する住民生活はどう規制されるかということと、保安に対しての町長の考えを、2点まとめて御答弁賜りたいと思います。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

現在、重要土地等調査法案ですかね、すごく長いんですけど、ちょっと、について今、参議院のほうで審議をされております法案なんですけれども、町民に対してどういう影響があるのかということなんですけれども、築城周辺、先ほど宗議員さんもおっしゃいましたけど、1キロ、1キロ周辺の土地及び建物の所有者の場合の移転、買い手とか売り手の所有権移転場合には、事前の届出が必要になるということになっております。また、国のほうが、今現在の土地、建物所有者、賃借人等の氏名や住所、国籍、また利用状況について、国のほうが調査をできるというふうな状況になっております。

調査の仕方については、まだ今のところ、聞いておりますのが、現地現況調査や不動産登記簿等の分もしくは住民基本台帳等の公簿等の分を見ながら調査をするというふうに聞いております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今、原案、一応、法律案を参議院で審議中という形になって、法案ができれば法律にのっかって、町のほうはこれに対応せざるを得ないと思っておりますし、法律ができればこれを破ることはできません。そういうことで法律にのったった形で、国との協議に応じていくという形になろうかと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） ありがとうございます。少し、大体は、というか、基本的なところは御理解いただけているんだなと思いました。ですが、町長は法にのっかって国と協議していくということで、何が起こるのかというのを私がもうちょっと今から詳しく説明させていただきたいと思いますので、よかったら聞いてください。

まず、こういう質問をすると、あの議員はもう自衛隊反対なんだとかいうレッテルを貼られることがあるんですけども、私は基地とは共存しなければならぬと思っています。しかし、基地の存在によって住民生活が脅かされることに関しては、断固抗議します。今回の法案は住民生活が脅かされる法案じゃないかと思うので、ここで話しております。

まず、その前提として、憲法と法律というものをおさらいしたいと思います。

日本国憲法は国の最高法規なんです。だから、その条規に反する法律、命令全部または一部は、

その効力を有しない。その条規に反すると効力はない。法律は国権の最高機関である国会の議決によって成立する法形式であり、憲法に次ぐ、憲法の次に強い形式的効力を有するとされています。だから、憲法は法律よりも上位です。法律が憲法に反したら法律の効力はありません。

以上のことは皆さん御存じのとおりでございますが、一応おさらいさせていただきました。

では、重要土地規制法案とはどういうものなのでしょうか。6月1日に衆議院本会議を賛成多数で可決し、参議院で審議しました。今国会会期中、この議会が終わる前、16日までに成立を目指す報道されています。その中で、参議院での審議予定はたった3回です。

では、法案の目的が何かと申しますと、安全保障上、重要な施設や国境に関する離島の機能を妨害する行為を防止すること。ここで疑問なのは、安全保障上、重要な施設というのが何か分からないんです。国民生活に関連を有する施設と書いているんですけど、これは何でもありませんやないかと不安に思います。

規制対象は2つありまして、中止区域と特別中止区域。中止区域は、自衛隊とか海軍基地とか、原発重要インフラ施設のうち、政府が安全上重要だとする施設の周囲、おおむね1キロと国境に關係する離島と書いているんですけど、そのおおむねというのも、おおむねだから2キロなのか、3キロなのか分かんない。町長のお宅も入るかもしれない。特別中止区域というのは、特に重要とする施設、離島で、司令部機能を有する自衛隊基地の周囲、おおむね1キロと書いてありますので、元島課長がおっしゃってくださったように、築城基地は特別中止区域になると思います。だから売買に報告が必要になると思います。後から説明します。

指定区域で何が規制されるのかというと、大きく3つあります。指定区域では、住民の監視に近いもの、そして土地利用規制、そしてその2、土地収用、その3、売買報告をしなければならない。その3つを順番に説明します。

国が国民に何をするのか。その1と題して、監視、土地利用規制とします。総理大臣、この法案、町長、読みました。私もこんな頑張って読んだんですよ。総理大臣は、中止区域内の土地建物の所有者や借りている人の利用状況を調査する。何を調査するかというと、先ほど課長がおっしゃったように、氏名、住所とか、登記簿とか、住民台帳とかあると思うんですけども、ほかに、その他政令で定めるものと法案に書いているんです。その他政令で定めるものは何だか分からないんです。政令とは何でしょうか。政令は、法律の規定を実施するために、内閣が閣議決定で制定する命令です。それも土地の利用者だけでなくてその関係者、例えば、町長の家に来た客が来て、町長の土地が、町長のお宅が範囲内だったら、誰か来たお客さんも情報提供しなくちゃいけない。あと情報提供するじゃなくて、するだけじゃなくて、資料の提出も総理大臣から求められるんです。違反したら30万円以下の罰金と、まだあります。総理が施設機能を妨害する行為、施設好意を妨害する行為、それだけだったらまだいいんですけど、さらに妨害するおそれが

ある場合に、その土地を使わないことの勧告、従わなければ命令、その他必要な措置を取る。だから、おそれだけで勧告、命令を受けて、その他必要な措置というのが何か分かんない。それも違反したら2年以下の懲役、200万円以下の罰金と書いています。これは明らかな憲法違反とされています。思想の自由を保障した憲法19条違反と、プライバシーの権利を保障した憲法3条違反になります。

国が国民に何するか、その2、土地収用編です。中止区域内の土地の所有者が国の勧告とか命令により土地所有者の利用に著しい支障を来す場合は、国が権利を買い取ることができる。よく分からなかったんですよ、これ。それと、また調査と売買の届出を国が必要と認めれば、土地を買い取ることができると書いていますけれども、ちゃんと解説してくれていたのを読みました。

もし、町長の土地が利用中止と規制されたら、町長はその土地を持っていても意味がなくなっちゃいます。そして、土地を持っていても意味がなかったら、国が買うよと言っていたら、それに従うしかなくなっちゃいます。だから、これは事実上の土地の強制収用じゃないかといわれています。これも憲法には違反しています。私権を制限する法案は、憲法前文と9条によって保障された平和主義に反します。憲法第29条によって保障された財産権を侵害するものといわれています。

では、国が国民に何をやるか。その3、土地売買報告編です。特別中止区域内、つまり本町の場合、司令部機能がある築城基地の周囲1キロでは、200平方メートル以上の土地は、ちょっと調べたら、大体、普通の戸建ての面積といわれています。の土地建物の売買の際、売り手買い手の両方に、総理に事前の届出を義務づけられます。

届出内容は、土地の所在地、面積と売買の目的となる所有権と種別と内容、そして所有者移転後の利用目的、そしてさらに、内閣府令で定める事項、その内閣府令で定める事項というものも何なのか分かっていません。それも契約日の2週間以内に総理に届けなくちゃいけません。それも違反したら、6か月以下の懲役、100万円以下の罰金、執行猶予とかじゃないんですよ。いきなり懲役か罰金なんです。さらに、届けさせた内容を総理が調査して、さっき言ったように、調査して国が必要と思ったら、その土地利用中止とか勧告して、従わなかったら命令するみたいです。

では、どこが規制対象になるのかということの説明したいと思います。もちろん本町の場合は自衛隊がありますので、基地周囲1キロは対象区域です。ほかはどこなのだろうと思うと、第5条に、ほかの対象区域は土地利用状況審議会とかで区域指定をすると書いていますけれども、指定区域というのはまだ明示されていないから分かんないんです。政府が法律が制定された後に基本方針を定めてから審議会、審議会というのを立ち上げると書いていますけど、審議

会の意見を聴取して個別に決定する。つまり、まだ決まっていない。法律ができないと分からない。こういうことは、第24条の細かいことは内閣府令で定めると書いてあることに該当すると思います。審議会の説明もしたいんですけど、時間の関係でちょっと控えます。

では、なぜ法案が必要なのでしょうか。外国人が土地を買い占めている、水源地とか基地に隣接している土地だから怖くて、だから安全上、安全保障上懸念がある、基地の機能が阻害されているとってこの法案を内閣で審議していたみたいです。

しかし、2020年2月25日の衆議院予算委員会の答弁で、外国人の土地取得によって基地機能が阻害されているような事実は明らかになっていない。まずは調査すると大臣が答えました。しかし、調査結果は明らかにされないまま、法案が提案されました。5月11日に衆議院本会議質疑で、この法案の立法事実はあるのかと大臣に議員さんが聞いてくれたところ、大臣は答弁しなかった、安全保障上の理由でと言って答弁しなかったということです。

土地が買われているかもしれない、いる、外国人による土地購入が分かっている北海道苫小牧市は、千歳基地の近くです。その山林を香港司法がIR関連目的で購入。苫小牧市はIR施設整備を予定していたということ、目的はIRだった。対馬市は、海上自衛隊対馬防備隊の近くらしいんですけど、面積は市の0.0069%で、でも、韓国の方が対馬に釣りに行ったときの泊り客のためらしいということを対馬市議会でおっしゃっていました。それに日本、外国の土地購入が怖いと言ったって、日本人だって外国の土地を買っているんですよ。そんなに日本が外国資本の土地購入が心配なんだったら、外国資本による土地購入を規制する法律をつくれればいいじゃないかと思います。アメリカ、韓国、オーストラリア、イギリスではその法律をつくっています。日本もその法律をつくれればいいんです。何か外国人土地法というのはあるんですけど、それを改正すればいいんです。

でも、一番大きな問題は、この法案には外国資本による土地購入を防ぐ権限がないんです。なのに、今住んでいる国民が調査対象とおかしくないですか。提案理由と違うんじゃないかと思えます。住民監視の法案に見えてしまいます。おまけに自治体の長、行政機関の長のお仕事は、総理はこの法案目的の達成のため、関係行政機関の長というか、教育長も入るんですよ。関係地方団体の長、町長、その他執行機関に関して資料の提供、意見開陳、その他協力を求めることができるかとされています。これはさすがに罰則はないんですけどね。

ちょっと今申しあげました土地規制法案を簡単にまとめました。国が勝手に土地建物の利用状況について個人情報収集します。しかも断ると罰金。土地建物を売ると、売るときに届出が必要です。断ると最悪で懲役6か月、国が土地利用の禁止命令、従わないと懲役2年。しかも何をすると罰せられるかは後で国が決めます。重要施設の周囲1キロが規制の対象だけど、どこが重要施設になるのかは後で国が勝手に決めます。じゃあ、私たちどこで何したら違反になるのか全

然分らない法案なんです。だから弁護士さんをはじめとする様々な団体は、法案を廃案にするという声明を出しています。

最後に、町長に、傍聴の皆さんも期待していらっしゃるのでお伺いしたいんですけれども、町長、教育長は、総理が求めたら、もう住民の個人情報、意見開陳、その他の協力をなさいますか。法案は憲法に違反しているんですけれども、ちょっと聞きにくいんですけれども、せっかく皆さん来てくださったので御答弁をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今国会で審議されておるんであんまり、国のほうで今の質問は聞いてもらったほうが私はいいいんじゃないかなと。国会議員のほうで、国会質問で今の質問をすれば、非常にいい質問だと私は思っています。だけど、私にその答えを出せと言っても無理だし、今のところは法案が決まれば、それに法案と国が協議するという形になったら協議していく。

ただし、私が今考えておるのは、原発の施設があります。それと基地があります。この基地に対して外国の、いわゆる基地を攻撃するような皆さん、関係するような皆さんが来られたら困るという法案が骨子だと私は理解しております。そういう形の中で調査をしながら、この人は外国人の購入であっても関係ないというのはそのまま。だから私は憲法違反はしていないと思いますし、そういう、そこは見解の相違だろうと思います。憲法の範疇はどこからどこまでか、それぞれ個人的な見解があります。だけれども、私が憲法違反をしているという判断をしたときには国に対して文句を言いますけれど、今のところはまだ憲法違反はしていないという私は思っておりますし、そういうことで、基本的には、基地攻撃をされたら困るような人たちが土地を買収したり、協力する人たちが買収したときには、これはやっぱり調査をしておかなければいかんという国の基本的な考え方があると私は認識しておりますし、そのところで一応何もなければ、それは一応購入を個人の財産権の自由とかそういうのも外国人に対しても聞くんであろうと思っておりますし、そのところは、あと法案が決まって国がどういうふうなものを町に求めてくる。いや、それはできる、できないというのは、そこで町の考え方を出していけばいいんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 町長は、案段階だから、前は種苗法のことを聞いたら答えてくれなかったもので、今回、答えてくれたことにありがたいなと思っております。

外国人を調べるとかだったらとか、本当基地の機能を阻害しては私もいけないと思います。それは厳しく罰してほしい。だけど、だったらそういう法律にしてほしいんですよ。本当、質問がいいと褒めてくれてありがとうございます。本当はね、国会でできたらいいんですけどね。残念

ながら、その権利は持っていないので。だけど今、ここで質問という形で上げさせていただいたのは、この法案、本当に何が何だか分からないから怖いよとみんなにお伝えしなくちゃいけないなど思ったんです。町長は、多分、いや絶対、住民のほうを向いて政治をしてくださっていると思うので、法案で、法案が通って、総理大臣が、宗晶子おかしいとか言って言ってきたら、町長、私やったら守ってくれんかもしれんけど、私じゃなくて江本議員とかだったりしたら、江本議員、おかしい人じゃないですよと、私が保証しますというふうに、もし総理大臣がそういうふうに調査に来たら、町長、その人の人間性を、人間性とかやっていることとかをもうきちんと総理大臣に証明できるようにしていただきたいと思います。本当に今、この法案、しっかり審議して、もっと細かいことをきちんと決めてから法案として通してくださいといろんな方がおっしゃっていますけれども、まあ厳しいんじゃないかなと、これは私の予想ですよ。と思っています。だから、もう町長が町民の個人情報を守っていただかないと私たち怖くてたまらないんです。どうかよろしくお願いいたします。

ということで、あと4分になりました。いいですか、これ、この法については。はい、ありがとうございます。

では、最後、1点だけ質問したいと思います。

コロナの交付金なんですけれども、前回の議会で、商工会から売上げ30%、売上げ減額が30%に満たないという町の商工業者のほうから陳情が来ました。そのとき、前回、コロナの交付金はその対象にならないということに関しては、町で審議した結果、町民全体で交付金を使いたいということと、あと地域振興券、商品券で買い物をしてほしいことによって、買い物をすることによって商工業者の方には潤ってほしいとおっしゃいました。だけど、商品券の恩恵を受ける業者さんとそうじゃない業者さんがいるから、やはり、そういうことも考えて今後の交付金使途を考えてほしいというふうに申し上げました。

先ほど、町長、塩田議員の御答弁に、やはり商工業者さんが町の舞台づくりを担うということで大変期待されていますし、これも商工会のメンバーが野崎機器さんから頂いたこれでございます。何だっけ、アクリル板でございます。これ私、町の商工業者をもっと大事にしてほしいと思うんですけれども、今後、交付金の使途で商工業者支援に交付金を使っただけないでしょうか。御答弁をお願いします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、協力金であれば交付金を使っていいけれども、補填とかそういうものには使えないというのが原則でございます、町単の金になるという、もしすれば。そういう形の中でちょっと今まではやっていないというのが現実でございます。そういう形の中で、そうすれば全ての皆さんに、給料も少なくなったと、そういう人たちにもちょっと保障する

という形にはなりましようし、今のところはちょっとそれは難しいと。あと、ほかの交付金が使っているという状況の中では、一応使途の範疇であればいいんですけど、使途の範疇内のものはできるだけ活用していきたいとは思っております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**7番 宗 晶子君**） 残り56秒になりましたので、ワクチンのことは先ほど北代議員が聞いてくださいましたし、吉原議員にも託したいと思っております。またそれ以降のことは委員会のほうでお尋ねしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。答弁準備して下さったのに申し訳ありません。また、単身赴任者のこととかも委員会の中で教えていただければありがたいなと思っております。

本日はありがとうございました。これで質問を終わります。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

.....

○議長（**武道 修司君**） ここで一旦休憩といたします。再開は午後2時25分からといたします。
お疲れさまでした。

午後2時14分休憩

.....

午後2時25分再開

○議長（**武道 修司君**） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の続きです。

次に、5番目に14番、池亀豊議員。池亀議員。

○議員（**13番 池亀 豊君**） 13番です。

○議長（**武道 修司君**） そうね、13番やね。局長、**13番、池亀議員。**

○議員（**13番 池亀 豊君**） 13番、池亀です。通告に従いまして、本日の一般質問を始めます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症についてということで、地方創生臨時交付金の特別枠、事業者支援分についてお伺いします。

政府は、4月30日、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業者への支援する際の費用などとして、地方創生臨時交付金の中に特別枠として、新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金事業者支援分を創設しました。取組例として、事業継続に困っている中小、小規模利用者等への支援、飲食観光業者等への支援を挙げています。長谷川内閣府地方創生推進事務局審議官は、今までの地方単独事業はコロナ対策全般だったが、事業者支援でターゲットを

絞り、その範囲内で自由度高く各自治体にお使いいただける。時短要請を受けていないところも含めて広くお使いいただくと答弁しています。

臨時議会で、課長は今後、県がこの交付金を使ってどのような支援策を講じるのか、現時点では不明ではございますが、町の事業者支援策につきましては、今後の国、あるいは県の支援策の状況を見極めながら、事業検討会議等で慎重に検討させていただきたいと答弁されました。これは、北代議員が言われた国や県の足りないところはやるということによろしいですか。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。議員、御指摘のとおり、5月の臨時議会の時にそういう答弁をさせていただきました。状況としては、今、引き続き、町内の事業者の支援については検討しているところでございます。

ただ、先ほど町長の答弁もございましたように、いろんな角度から検討をして、実施については町長の御判断もあると思っておりますが、それらを総合的に勘案して判断をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） もともと、これは全国の事業者の皆さんの、このままでは商売が続けられないという悲痛な声に押されて始まったものです。国が時短要請を受けていないところもと言っているように、決して臨時議会で町長の答弁にあったような、町民もいい、それから商業者もいいという形になればとか、いわゆる全体的な町民の皆さんにメリットがあるようなという、そのような話から始まったものではありません。次の質問の項目に上げている一時支援金のように時短要請を受けた協力金支給対象の飲食店、今、協力金を受けているところです、そこは支給の対象外なのです。少し、国、県の支援状況を見ようという結論に至ったではなく、県に強く働きかけていただきたい。今度の事業者支援分です、今度の分。これ、県が決めるという話のようですから、県に強く働きかけていただきたい。その上で、町としての支援を考えるべきだと思います。答弁聞いても、先ほど同じだと思いますので、これは強く言っておきたいと思っております。

次に、一時支援金、月次支援金についてですが、築上町の支援金の申請及び給付状況はどうなっていますか。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。御質問の、国県の支援金の状況でございますが、国の一時支援金につきましては、これ商工会に確認をした範囲でございますが、町内で24件の事業者が認定を受けたというふうに聞いております。県の一時支援金については、5件程度が認定を受けたのではないかとということで、商工会からの情報をいただいているところ

でございます。

それから、月次支援金については、今後6月の中旬からまた申請が始まりますので、それについては今、現時点では把握はできておりません。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 今、一時支援金5件とおっしゃいましたが、あまりにも少ないのではないかと私は思います。

4月1日に築上町の商工会のほうから出された要望書を見ますと、一時支援金などについて大変わかりやすく書かれていました。私たちが見ても、国が言う事業継続に困っている中小、小規模事業者への支援について、今、何をしなければならないのかということが指摘された内容になっていると思います。

先ほどの5件しかなかったという答弁にあったように、この一時支援金は当初160万件の活用が見込まれていましたが、約40万件の申請、給付は23万件にとどまっています。まだまだ知らない事業者が多いし、知っていてもどうすればいいのかわからない方がたくさんいらっしゃいます。どうすればいいかわからない町民の事業者の方が、相談窓口がないため、役場に相談窓口がないために、どこに相談したらいいのかわからず、商工会に入っていない事業者さんです、臨時議会で町への相談は1件しかなかったと答弁があったような状況に、事業者は追い込まれています。

町は、町内の事業者を守るために積極的に、先ほど町長は商工会と協働しながらとおっしゃいましたが、協働するために町内の事業者を守るために積極的に商工会に、町は協力を求めるべきではないでしょうか。この5件が町と協働して施策を行えば、5件以上が達成できたのではないのでしょうか。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。

先ほど、答弁の中で国の一時支援金については24件認定があったということで聞いております。国の一時支援金については、これは県の一時支援金。国の一時支援金については、不正受給の防止の観点から、今回の一時支援金については登録認定機関というのを設けられております。築上町では、登録認定機関が商工会ということになってございますので、当然、相談については、ほぼ商工会に行かれたのではないかと思います。商工会の会員以外の方も商工会に相談には行かれたのではないかとこのように思います。

また、認定件数が少ない理由としては、理由として考えられるのが、緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受けていること、これが認定の基準でございますので、こ

ここでかなり審査をされて、件数的に伸びてないんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 先ほど私、言いましたように24件でも少ないということは分かると思います。それから、先ほど言いましたように、国はこれ最初160万件を見込んでいたんです。それが、申請だけで40万件しかない、給付は23万件にとどまっていると、これは今、課長がおっしゃったような理由ではなく、それがどうしていいか分からないという国民の事業者の方が、圧倒的に多いということです。

先ほど申しましたように、商工会はそういう面に対して、それが専門でやっているところですから、そこに協力を求めて町はそういう相談窓口も設けて行うべきだと考えます。総務大臣を務められた片山早稲田大学大学院教授、元鳥取県知事は、一昔前なら持続化給付金なんて商工会議所とか商工会を通じてやったはずです。やはり、地域の商工業者の実態ならば、それは県とか市町村とか商工会とか、商工会議所がよく分かるわけです。

ところが、この仕事を例えば大手の広告代理店と組んで、全部東京を司令塔にしてやっている、地方は考えることもないし、制度設計からも外されると述べています。今、椎田の駅前、築城の駅前を見ると、ほとんどお店がなくなって、これからどうなっていくのだろうかという思いがいたします。

地域の商工業の実態は、すでに一刻の猶予もない状況ではないでしょうか。商工会とも連携し、これ私、先ほどの町長の連携しながらという答弁があると思わなかったので、連携するよにと考えていたんですが、連携し、駅前にお店を開いていただけるような支援が今こそ求められる。駅前が広がってよかったねと町民の皆さんに喜んでいただける、そんな町をつくっていくためにこそ税金を使っていくべきではありませんか。町長にお尋ねします。

○議長（武道 修司君） いいですか。新川町長。

○町長（新川 久三君） ちょっと聞きそびれたんですけど、もう一回ちょっとお願いします。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 時間の関係がありますので、今の意見として、また議事録読んでください。これは強く申しておきたいと思います。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本は商工会が内容を把握しておるんで、やっぱり町としてはできるだけ多く採用してほしいと。そして、理がかなえば県のほうに申請していくと、そういう形では町は指導していきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 質問とちょっと違いますけど、商工会、先ほどの町長がおっしゃったような協働しながらという上から目線じゃなくて、前回、商工会の要望をむげに蹴っているんです。それは協働していないんです。やっぱり、お互い現場の声を聞きながら、やっていていただきたい。先ほど言ったように、椎田駅前とか店がなくなって、町民の方から道ばかり作ってどうするんやという声が結構出ています。やっぱり町民の方が喜んでいただけるようなところに税金を使っていたきたい。

申し述べまして、次の第4波と五輪事前合宿について質問をいたします。

福岡県が緊急事態宣言の対象地域になった5月12日の直前、5月10日の人口10万人当たり直近一週間の感染者数は全国2位、多くの方が感染で亡くなっている大阪の67人に次ぐ53人でした。大阪の場合は、変異株が兵庫で猛威を振るい始めていた3月に、あろうことか医療体制を縮小し、重症病床の確保数を大きく減らした。このことが、死亡者急増の大きな原因でしたが、感染者数だけで言うと大阪に次ぐ危機的状況でした。これが宣言に入った5月14日には、福岡は67人になり、先に対象地域になり、感染者数の伸びが減少し始めていた大阪の69人に追いつきそうな勢いを見せます。

6月に入り、緊急事態宣言の効果が表れ、感染者数は減少してきていますが、第3波のときと状況がよく似ています。このときも大阪と同じ3月1日に宣言が解除されましたが、大阪では22日から28日に宣言解除によるリバウンドが始まり、その後、福岡にも感染の波が広がってきました。

昨日の関西テレビの報道では、自宅で死亡した新型コロナウイルスの陽性者数は大阪28人がトップで、東京、兵庫、神奈川に続き、福岡は5番目に多い7人です。英国で確認された変異株に加え、南アフリカ、ブラジル、インドなどで新たな変異株が次々と確認され、水際対策の不備も指摘されています。危機的な状況は続いていると思います。今、新たな変異株の持ち込みにつながる恐れのある五輪事前合宿は中止するべきです。全国で五輪合宿を断念する自治体が相次いでいます。多くが相手側からの申し入れが理由ですが、4分の1近くが感染状況を鑑みると実施は難しい、国が受入れ自治体向けに新型コロナ対策の指針を公表したが、移動や宿泊、練習場などの制限内容が厳しく、正直言って不可能と判断したなど、自治体として判断しています。

築上町でも、7日に事前キャンプの中止が発表されましたが、町民の命と健康を守る立場の自治体の首長として、中止の決断をするべきだったのではありませんか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 相手もあることだし、それと県が一応主体もって、一応県の仲介でキャンプの受入れをしておるといふふうなことで、県と一応5つの団体が、ちょうどオセアニアと県

との一応協定を結んでおります。その中で、柳川と私どもの種目によっては、もうキャンプできづらいというふうな、向こう側のオリンピック委員会の判断があったというふうなことで、これを一応、一昨日、受入れをしてキャンプをキャンセルしたと、こういう形でございますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 経過の説明は分かっています。先ほどの4分の1近くの、首長が判断して、それはやっぱりその住民の命と健康を守るために判断しているんです。国が言ってきた、こちらも来ていると思うんですが、できないと、それができないから住民が守れない、だから首長が判断しているんです。

以上、申し述べて、次に、ワクチン接種について質問します。本町のワクチン接種の状況について、本日午前、先ほど午後は質問がなかったので、午前にお答えがありました。町民の方の中に全然不満の声がないわけではありませんが、私のところには今回の対応、新しく文書で送ったやつです。電話での後について、多くのよかったという声が届いています。全国では、いまだに電話がつながらない、ネット予約ができないという状況が続き、東京、大阪では2つの大規模接種会場の運営が日本旅行、東武トップツアーズに委託され、看護師の派遣を人材派遣会社と契約、予約受付のシステムの深刻な欠陥が見つかる、県境を超えて多くの人が移動するなど運営体制が懸念されています。

築上町では、大規模接種会場が近くにないこと、コロナの状況が感染爆発というところまで至っていないことなど有利な条件があったことありますが、豊築医師会の先生、そして職員の皆さんの御努力に感謝を申し上げたいと思います。昨年、20年度に3人が自殺したという千葉県庁の職員の実態など、コロナ禍のもと深刻な自治体職員の長時間勤務の実態把握へ、政府も調査の準備を進めています。町民の皆さんの不満の声にも耳を傾け、自治体職員として大変な中ですが、これからも頑張っていただきたいと思います。課長さんの一言、お願いします。

○議長（武道 修司君） 吉川子育て・健康支援課長。

○子育て・健康支援課長（吉川 千保君） 子育て・健康支援課の吉川でございます。

現在、職員一同、全力で業務に当たっておりますが、全ての住民の方の要望にお応えすることが大変難しく、御迷惑をおかけしておりますが、今後も尽力してまいります。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） ありがとうございます。

次に、災害時の避難所について。災害時の応急対策などを定める防災基本計画が改定されました。自治体は、平常時から新型コロナウイルス、これ課長にお聞きします、新型コロナウイルス

感染症の自宅療養者が浸水危険エリアなどに居住していないかどうか確認し、一般の住民と分離できる避難先をあらかじめ検討、調整する、学校の体育館などの避難所の感染対策強化など、政府は自治体へ速やかな取組みを求めるとされ、洪水ハザードマップなどで自宅療養者が危険地域に住んでいないかどうか照合、事前に避難先を調整し伝える、一般の避難者と療養者を同じ建物に受け入れる場合に備え、動線を分けられるようにレイアウトを工夫するなどとしています。

先ほど、自治体職員の実態について紹介しましたが、これ今の項目、やらなければならないことだと考えます。しかし、今の築上町の体制でこれができるでしょうか。私は、国は自治体に求めるだけではなく、そのための職員の増員、私どもは国会で求めています。自治体へのコロナ対策のための職員の増員、それから予算の拡充が求められると思います。

これ課長に聞くと言いましたけど、これから町村会、全国知事会なども通じて、本当にこういうことは、これ動線を分かるようなレイアウトを工夫するとか、本当に困難な、先ほどの事前キャンプの国の指示と同じように、言っていることはいいんですから、本当にできるのかどうか。できる体制を作っていくために、ぜひ県、それから町村会、知事会などとも共闘して、ぜひ頑張ってくださいたいと。それじゃあ、すいません、町長にちょっと。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

まず第1点の、自宅療養者の関係なんですけども、環境保健事務所のほうから子育て支援課のほうに感染者が確認された場合に連絡がありますけども、どなたが自宅療養者であるという氏名等の部分は一切公表されておりませんので、町としては把握はしておりません。

ただ、災害時に避難をしたいというふうに御相談があった場合は、その方が私が今、コロナに感染して自宅療養であるという旨をこちらのほうに情報提供していただければ、先ほど池亀議員さんがおっしゃられたように、私も昨年からの災害時の避難所のマニュアルを見直しまして、動線の確保をしております。

今年度につきましては、昨年度はチアフルのほうで入り口を2か所設けて、コロナ、もしくは発熱のある方と接触しないような動線を作っておりましたが、今年度につきましては、ワクチン接種の会場になっておりますので、築城支所を築城地区のほうの避難所として運営する予定にしております。

通常元気な方につきましては、チアフル側の入口のほうから入っていただいて2階のほうに避難をしていただく。発熱等のある方につきましては、セブンイレブン側のほうから入っていただいて、1階の会議室等の分で交わらないということで、マニュアル等を作って、今後6月の21日と22日になりますけども、避難所の運営の訓練のほうを職員全員でやる予定にしております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） ちょっとすみません。今の件ですが、先ほどおっしゃった直接把握できないという分は、例えば福岡県でいうと朝倉市などが、市の避難情報を保健所と共有し、該当者がいれば連携して対応したいと朝倉市はおっしゃっているんです。保健所と共有し、そういうことですか。今おっしゃったのは、その方、町民が申請した場合っておっしゃったんですか。どちらですか。

私は、この朝倉市と同じように、やっぱり保健所と共有し、該当者がいれば連携して、そうしないと町民の方にそれを求めても、やっぱり町が対応する。そうしないと先ほどの質問の中にあつたように、相談者が1件しか相談の電話がなかったと。やっぱり町が、町民のほうに、こちらから行く、分かりますか、言いたいこと。それをぜひ求めたいと思います。町長にもこれ答弁、頑張ってくださいと思いますので、もう答弁はいいです。

それでは、次に緊急事態宣言の再延長について質問します。

緊急事態宣言が再延長された中、一昨日、7日の福岡県の感染者は27人と大きく減少しています。今こそ、無症状でコロナ感染の芽を摘もうと、福岡県の八女市は全ての団体を対象にして、より細かく感染の兆候をとらえることでクラスターの派生を防ぎ、市民に安心してもらえ、あと6月をめどに、今月です、PCR検査を始めるという記事が報道されていました。予算は1億2,000万円だそうです。

今度こそ、ワクチン接種、それからソーシャルディスタンス、それからこのPCR検査で、先ほどのまたリバウンドが来たら、また緊急事態宣言を出さないといけなくなります。もう国民、それから築上町民ももうこれ以上、我慢ができない状況になっています。やっぱりストレスがたまりますし、うつ症状になっている方もたくさんいます。

やっぱり、先ほどの八女市のように築上町単独ではできないと思いますが、やっぱりこれは自治体が協力して、福岡のほうからだんだん感染が広がってきますので、特に今、北九州、福岡の大都市、福岡近郊です。そこ重点的にやっていただいて、その中でこの築上町を含む京築地域も、地区で協働してそういうことを考えていただきたいと、これ町長にお答えをお伺いします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 本町では幸いにクラスターが起こっておりませんし、一応、北九州がちょっと震源になっております、基本的には。だから、北九州のほうと連携とりながら、一応感染にならないような措置をとってまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） ぜひ、北九州でも当然考えていると思いますし、福岡も考えていると思います。ぜひ、もうこの緊急事態宣言の再び出るというようなことがあれば、もう町が壊れてしまいます。やっぱり、ワクチン接種もなんとか順調に進んでいるようですので、この3つを町民の皆さんの協力も得ながら、やっぱり自治体が主導してやっていただきたいということを申しまして、次の築城基地についての質問に移ります。

まず初めに、土地利用規制法案、重要施設周辺及び国境、離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案について、質問をいたします。先ほど、宗議員と同じ質問になりますけど、これ私、大変大事なことだと思いますので、同じ質問をします。

この土地利用規制法案は、政府が国民を日常的に監視し、規制、処罰の対象とするものです。これ町長に聞きますんで。基地から1キロもの範囲の基地周辺に住んでいる人が調査対象になります。住んでいるというだけで、本人の知らないところで常に監視され、自由な土地利用を規制制限、土地建物の利用を中止させることが可能になります。法案は、内閣総理大臣は特別注視区域を含む注視区域の土地建物の利用状況について調査を行うとし、自治体が管理する住民基本台帳、戸籍簿などから氏名や住所、国籍を政府に提供させることができるとしています。

先ほど、町長は法律の内容によってできるできないは考えるというふうな答弁があったと思いますが、6月4日に参院本会議で、政府は自治体等は氏名、住所などを提供するとしていることについて、義務づけていると答えました。これ義務づけているんです。先ほど町長がおっしゃいましたように、法律に則ってやることになるんです。

私が町長、でも法律ですからやらないといけないんです。しかし、戦闘機の爆音や墜落、部品落下の危険、基地からの汚染物質の流出など、基地被害に日常的に苦しめられている住民の情報を提供することを法律だから当然と考えてやるのか、それとも住民の立場に立って、仕方なくやるのかどちらですか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、私もさっき宗議員のとき申しましたけど、これはテロ対策が基本になっていると私は理解をしておりますし、あとの使用目的に使わないという形で、そうしないとやっぱり憲法違反になります、基本的には。法律の立法の趣旨に反すると。私は当初から、テロ対策を想定した形での法律と、このような認識を示しておりますので、むやみになんていうか、そういう全ての、昔の憲兵隊が調査するような形じゃなかろうし、ある程度の把握はして、そして外国人がその土地に出入りしたり建物に出入りしたり、それから土地を買収したりと、そういう実態があれば、そしてそれを調査して、なおかつ把握をしながら、もし危害のないような状況であればそのままなるし、もしテロリスト的な形が顕著に表れた場合は国のほうが対応していくと。そういう形で、やはりこれは日本国民を守るための私は法律だろうと、このように私

は理解をしておるところでございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 先ほど同じことを町長、今おっしゃいました。先ほど宗議員も言ったんですけど、この法案のすごいところは、法案提出の根拠として、外国資本による北海道千歳市や長崎県対馬市の自衛隊基地周辺の土地購入に対する自治体、住民の不安を挙げたんです、今、町長がおっしゃったようなことです。挙げながら、法律の中に外国資本への規制が全く入っていないんです。逆に不安を感じている住民を監視、規制することが法律の中に書かれているんです。今、町長がおっしゃられたことは希望的観測かもしれませんが、法律には書いていないんです。

築上町の今津自治会は、昭和元年に築城基地拡張反対を決議し、防衛省は昨年予算案から今津地区の用地買収の計上を見送りました。しかし今回、法案は調査に基づき利用をやめるよう勧告、命令することができるとし、勧告や命令に従うとその土地の利用に著しい支障が生じる場合、総理大臣に買い取りを求めることができるなどとしています。

これは事実上の、先ほど宗議員も言いましたけど、事実上の土地収用につながり、今津地区住民の意思を踏みにじり、財産権や居住の自由を脅かすものになるのではありませんか。先ほどの町長のお考えと違うのではありませんか。

○議長（武道 修司君） 池亀議員、昭和元年と言われたところありましたので、令和元年に訂正をさせていただきます。

○議員（13番 池亀 豊君） すみません。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今の質問、極端な質問でございますけれど、そういう事態になれば、私もこれは当然拒否はしていかざるを得ないし、強制的に立ち退きをさせるとか、そういうわけの法律では私はないと理解しておりますし、今津地区を全部基地化するために強制立ち退きと、そんなこの法律ではそれは絶対、私は認めるわけにはいかないと思いますし、とにかくテロ対策と私は認識しておりますし、そういう形で一応法律が決まれば、テロ対策に基づいた協力はしていかざるを得ないと、このように思っております。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 大変、嬉しい御答弁頂きまして、もしそういうことが起こった場合は、今津地区とともに戦っていただくということでありがとうございます。頑張りましょう。

次に、築城基地の今、基地の工事がずっと始まっております。庁舎は令和4年度までですが、庁舎以外の工事は令和2年から令和3年度となっています。進捗状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。今現在の進捗状況につきましては、九州防衛局のほうから報告は受けておりませんが、今年度の3月の段階での報告によりますと、滑走路、誘導路等の改修、駐機場、作業場スペース、弾薬庫、燃料タンク、倉庫等の工事につきましては、令和2年から令和3年度にかけて行うというふうに報告を受けております。

また、仮設の滑走路の新設につきましては、本年の3月に完成をいたしまして、4月から供用開始をするというふうに聞いております。本格的に今、先ほどの池亀議員さんのほうが令和3年度までと言われておりましたけど、滑走路の改修については令和4年度までというふうになっております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 前回、1年前ですか。私の質問で、新田原のほうで防衛局に対して住民説明会を開くと町が求めたことに対して、築上町と行橋、みやこは私どもが防衛局に住民説明会を開くように要求すると、自治体のほうで説明するから私どもはしませんという返事があつたんです。ですから、今、課長さんおっしゃいましたように、もっと詳しくつかんで住民の方に説明していただきたい。よろしいですか。住民の方のほうで詳しいかもしれませんが、ぜひ町としても把握していただきたい。

次に、平成30年の11月20日付で町長より議員に配布されました、国内における米海兵隊の実動訓練フォレストライト01の実施についてという文書に添付された資料では、普天間飛行場が有している緊急時の航空機受入れ機能については、築城基地の滑走路延長を除く施設が整備され、提供手続が完了した後、築城基地及び新田原基地へ移転する予定。これはそのとおりです。

次に、築城基地及び新田原基地の緊急時使用についてで、米軍は築城基地及び新田原基地において訓練移転ATRを実施しているため、別途緊急時使用に備えた訓練を実施する計画は、なしと書かれていました。これ総務課から頂いた文書です。同じように、私たちがその年の11月9日に行った九州防衛局交渉でも、新田原基地と築城基地において既に訓練移転が行われており、別途緊急時に備えた訓練を実施する計画はないと答えていました。これは同じです。

それが、私たちは今月の2日に築城基地の視察を行いました。その際に九州防衛局の方が説明に来られたんですが、今後、日米訓練は連絡して、緊急時使用は速やかに情報提供と発言されました。緊急時使用というのは緊急事態のときにしか緊急使用しないという話だったんですが、日米訓練は連絡して緊急使用は速やかに情報を提供すると。それから、56日、先ほどの訓練移転ATRです。56日に含まれないのかという質問に、緊急時、緊急事態です、いつまでということを上申することは困難と答えました。これ私が質問答えているのをボールペンで書きましたんで、完璧に正確ではありませんが、そういうお答えをしていました。

それから、緊急時使用、緊急時の使用です、米軍の。学校行事などに優先されるのかという質問は、自衛隊の訓練は学校行事があると説明したら考えてくれる自衛隊は。米軍もそれを考えてくれるのか、優先されるのかという質問に、御意見を防衛省内で共有し、日米協議の中で伝えたい。様々な調整の中で御負担を軽くするため相談していく。そう答えたので、私たちは米軍はそれを聞くのかというと、そのようなことも考慮してとお答えになりました。

その後、私たちが普天間にみたいになるのか、米軍はくるということかという発言に防衛局はうなずき、今回初めて受入れ機能の移転後、米軍がくるということを否定しませんでした。私これちょっとびっくりしたんですけど、今までは緊急事態、敵がせめて来たときみたいなことをおっしゃってしまっていて、そういう話だったんですが、今回は令和3年の12月に延長以外の工事が終わって、受入れ機能の引き渡しが終わった後、米軍が来るというふうな説明があったんです。その辺は役場のほうで把握しているでしょうか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今、質問にあったことは全く把握しておりませんし、私ども緊急時の使用という形で今の施設整備をやっていると。このような判断をしておりますし、もしそういうふうな、今言ったような事態になれば、何らかの形で相談があってくるんですけど、一切そういう相談はあっておりません。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 私の聞き間違いの部分もあると思うんですが、そんな全部聞き間違えるはずがないんで、こういう内容の発言、答弁があったので私も驚きました。それで、あと自治体とも合意しているというふうなこともおっしゃっていたんです。

まず第一に庁舎が最初から2つ作るって言っていましたかね。庁舎、前に防衛局に聞いたときに、一つの庁舎は日本と米軍の両方で使う庁舎だと。もう一つの庁舎は米軍専用だと。それで、前回の防衛庁に聞いたときに、合同の庁舎は米軍の会議をする部屋がないので新しく作るというふうなお答えがあったんです。会議をする部屋をつくるということは、米軍がそこで会議をするということです。だから、来るのは緊急時じゃないときも来て会議をするという意味だと私は理解するんですが、これいくら言ってもあれですけど、実際庁舎2つ作っていますので、いろんな事態がこれから起こってくると思いますし、ぜひ私どももこの基地の強化に対して監視していきたいし、町も地域の住民の方と協力して、情報をつかんでいただきたいと思います。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、新田原基地へF35B配備計画が明らかになりました。今回の2日の日の私たちの視察で、これ引き渡しが済んだら防衛局のお答えは、航空機は、これちょっと正確じゃないですけど、F15、16、22、そして35はAなのかBなのかひっくるめて、あと輸送機、KC135と

おっしゃったかどうか、来ると言っていました。新田原基地のようなF 3 5 B配備があるのではないかと、私は危惧しています。

先般行われた日米仏共同訓練の九州防衛局への申入れの際も、新田原基地以外のF 3 5 B配備候補地を質問しましたが、新田原基地以外の候補地について答えませんでした。これから次の質問でF 2の接触、質問するんですが、これF 3 5 Bというのは本当に危険な飛行機で、アメリカでもどんどん落ちている飛行機です。戦争用の飛行機です。これが配備されるようなことがあると、掴んでいないかもしれませんが、掴んでいる情報だけでお願いします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 飛行機の機種変更というのは、全く築城基地にはその打診はあっておりませんし、F 2が来たばかりです。一応、全部隊F 2になりまして、築城のF 1 5は沖縄のほうに持って行ってしまいましたんで、F 2がある限りは築城基地はF 2の部隊だと私は信じているところでございますし、あとそういう話になれば、また何らかの打診は出てくると思うんですけど、一切そういう話はないということで、今のところはそういうふうと考えているところでございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 打診があつてからでは困るんです。やっぱり、先ほどの弾薬庫とかも打診があるまで知らなかったんです。最初、滑走路の延長だけって言っていて、それからすぐに拡張というか、いろんな弾薬庫、庁舎、いろんなのが作るようになった。それも打診があるまで、それで打診があつたら、ああそうですかというのではだめなんです。やっぱり、今津自治会、地元の基地対策委員会、椎田と築城にありますけど、共闘して、本当に住民を守るために頑張っていたきたいと。

それから次に、F 2接触と部品落下についてに質問します。F 2は2018年の11月に接触事故を起こしています。そしてその後、わずか3か月余りで2019年2月に墜落事故を起こしています。その後、その年の9月にF 2が滑走路に接触事故を起こしています。これ覚えてますよね。3件続けてあつた。このときは墜落事故が遭つたので、相当大々的に騒がれましたが、今回はF 2の接触とそれから部品落下、ネジか何か落ちたんですか、だけで新聞報道も無事に築城基地に帰還したというようなそういう報道で、大騒ぎにはなっておりません。

しかし私は、これF 2が2018年、2019年、2回、墜落も含めて起こして、それから今回の接触事故、これっていつかは大きな事故につながる危険のあることだと思うんです。先ほど、町長はF 3 5 Bの配備はないとおっしゃいましたが、ちょっと私、今、資料もっていませんので正確じゃないですけど、F 3 5 Aも各地の自衛隊基地に今、配備されているんです。新田原に配備されて、築城基地に配備されないということがなかなか考えられないのではないかと。この接

触事故と部品落下について、これからどのように抗議していくのか。新聞報道によりますと、この落ちた、山口県でしたか、そこの町長は嚴重に抗議するとおっしゃっています。町長のこれからの対応についてお伺いします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 前回の落ちたときと接触事故のときは1市3町で、一応抗議に行きました。そしたら、そのときに一応飛行機の欠陥じゃなくて操縦ミスだったということで、じゃあ訓練をもう本当に乗組員の訓練を十分やりながら、一応業務に全うしてほしいと、こういうふうな申入れをして、今回もやっぱりまだ未熟な状況だったというお話もありますし、さらにやっぱり訓練を極めながらやっていただくという話、この前、若干話したんですけども、そんな話で抗議はしていないんですけど、副指令だったか、頑張っていたきたいと、そういうような話だけしておったところでございまして、落下という形になればまた大変な事故になっておったんですけど、少し接触して、尾翼が接触したと、そういうことをございましたんで、パイロットのいわゆる腕を磨くようにというふうなお願いをした次第でございます。

○議長（武道 修司君） 池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 未熟というので事故が起きては困るんです。万全の体制をとらないと。それから、訓練をお願いしたとおっしゃいましたけど、訓練私どもはしてほしくないんです。訓練をすれば、事故がそれだけ増えるだけです。しないといけないわけでしょうけど、町のほうから、自治体のほうから訓練をお願いするのは私はいかがなものかと、それはもう基地のほうは、そういうことはやるでしょうけど、町のほうからお願いするのは私はいかがなものかと思っております。

るる申しましたけど、町民の安全を守っていくために先ほどの土地利用規制法案についても町長のおっしゃっているような、本当にそういう法案では、もう確定的にないんです、法律の中身を読めば。先ほど、宗議員がるるおっしゃいましたように、全然そういう法律ではないのです。それはもうここで、水掛け論になりますけど、中身を読めば明瞭です。

以上を申し上げまして、今日の質問は終わります。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これで、本日の一般質問を終わります。

残りの質問については、明日10日、木曜日に行います。

○議長（武道 修司君） 本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時17分散会
